

第三十三回国会 社会労働委員会 議 録 第九号

昭和三十四年十二月二日(水曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事 大石 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 八田 貞義君

理事 小林 進君 理事 五島 虎雄君

理事 滝井 義高君 理事 堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 藏内 修治君

齋藤 邦吉君 柳谷清三郎君

亘 四郎君 伊藤よし子君

大原 亨君 岡本 隆一君

多賀谷眞裕君 中村 英男君

八木 一男君 今村 等君

出席政府委員

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長) 百田 正弘君

労働事務官 江幡 清君

(職業安定局長) 稲葉 秀三君

委員外の出席者

(国民経済研究 協合理事長) 朝日新聞論説 委員) 江幡 清君

(日本石炭鉱業 経営者協議会会 長) 伊藤保次郎君

参 考 人 (日本石炭鉱業 連合会副会長) 菊池 寛実君

参 考 人 (日本炭鉄労働 組合委員長) 野口 一馬君

参 考 人 (全国石炭鉄業 労働組合書記 長) 斎藤 茂雄君

参 考 人 (福岡県知事) 鶴崎 多一君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 鈴木 栄一君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

参 考 人 (全国鉄業市町 村連合会副会 長) 川井 章知君

てなければならぬ。一方においては需
要の拡大をさらに計画しておりますけ
れども、しかしながらこれは今当面の
問題としてはこれ以上の需要を拡大し
て対処するということは、全く困難、
まあ不可能に近いことだと思つてお
ります。従つて今度の法案に盛り入れ
ておりますように、離職者というものは
当然この産業からは出てこなければい
かぬ結論でありまして、その点は政府
におきまして、この事情をよく理解
されたものとわれわれは考えておるの
であります。

しからは、この離職者の数はどれだ
け出るのか、これが非常に問題になる
と思つておられます。これも昭和三十
八年度までは策定してありますが、三
十八年度というものをどうして策定し
たかといふと、三十八年度までか
かれば炭鉱の合理化というものは大
完成する見通しがあるといふことで計
算をいたしたのであります。石炭には
大手と中小との二つの分け方があり
ますが、私も所屬しております大手炭
鉱におきましては、約六万人の離職者
を策定せざるを得なかつたのであり
ます。中小の方のことも、それについて
かりに数字を持っておりますが、これ
は中小の方からお話があると思いま
すが、大体三万七千とわれわれは計算
しております。従つてこの数を合わせ
ますと十万近い離職者であります。そ
の中にどうしても職業をあつせんし、
生活の一応の安定をはからなければなら
ぬといふ数字は、大手におきまして
はその六〇％、中小の方は、われわれ
の計算したところによりまして、七
〇％といふものがどうしても離職者
として職業訓練なりあるいは直ち

にある職業のあつせんをしてもらわな
ければならぬといふ数字だと計算して
おります。三十八年度にはどうするの
かという問題がありますが、これはま
だ四年も先の問題でありまして、と
ういふその見通しまではついており
ません。しかしながら私どもは一応炭
鉱の軽減といふことをうたつておりま
す。軽減の限度も、昭和三十八年度ま
では石炭一トンにつきまして八百円
を下げるという公約をしておるのであ
ります。従つてこれを実行しますに
は、今申し上げたような離職者の数と
いふものは決して過剰に出した数字で
はありません。自分の勝手に出した数
字だといわれるかも知れませんが、私
どもは十分企業努力といふものを入れ
まして、できるだけ従業員に対して迷
惑をかけないようにという精神を持
つて出した数字でございますけれども、
しかし三十八年度以後のことにつきま
しては、遺憾ながら見通しがつかない
のであります。こゝういふ建前から、今
度の法案を拝見いたしましたとして、私ども
は最も適切なときに提出されたとい
うことを感謝するのであります。自分た
ちの仕事の一部じゃないかといふ批判
が世間には多分にあります。しかしな
がら私も私どもとしましては、率直に言
ひまして、離職者の取り扱いにつきま
しては、とうてい一産業だけではできな
い問題でありまして、いわゆる社会問
題化しておりますので、どうしても国
家の力、あるいは国民全体のお力を借
りなければ、この問題は解決できない
といふふうに考えますので、この法案
に對しましては、私は全体としてしま
して、もちろんその通過の一日も早いこ
とを希望してやまないものであります。

法案の内容につきましては私ども一
応拝見しておりますが、この法案がこ
の通り施行され、運用されれば、石炭
問題の解決にも非常に明るい面が出て
きはしないか。現状におきましてはま
だそういう面が出ておりません。テレ
ビを見ましても、まことに悲惨な状況
が写し出されております。これは一部
の現象であるといふ人もあるかもしれ
ませんが、とにかくまだ解決されない
状況が社会的にはつきりしております
ので、法案の通過の早いことを切望い
たします。

者に対する法案である、いかに国家が
石炭というものをエネルギー資源とし
て重要視されているかといふこともわ
かると思つておられます。ですからこの法案は
決してへんばな法案ではないと思つて
おられます。そういう意味合いにおきまして、なる
べく早く国会を通過することを望んで
おります。

と私は思つておられます。これは大きい災害で
あります。先般も伊勢湾台風によつて
名古屋の災害がありました。災害が
あるといふことはだれも承知しており
ます。けれども、ああいう大きい災害
が突然来るといふことは、おそろしく考
えた人はないと思つておられます。あの災害は
有史以来かつてない災害と思つておるの
が、今度の石炭産業はどうであるかと
いふと、熱資源としての石炭が石
油に侵襲されるといふことはだれでもわ
かつておつたやうに思つておられます。けれども今
日のような大きいこゝろいふ事態になる
といふことを予測した人はないと思
つておられます。私はあの災害と同様に、今日の石
炭の急激な変化といふものは、経営者
のよしあしとかいふことではなくて、
一つの災害を考へておる次第なのであ
ります。その点でいろいろの問題を惹起
して、皆さんに非常に御心勞願つてお
る次第なのであります。つきまして
は、今後石炭をどうしたらいいかとい
ふと、私はあくまでも国家の産業
としてこれを維持していきたい。それ
にはわれわれこの老骨にむちうつて、
この事業のために最後の終わりを告げ
たいと思つておられます。皆さんにこの点をお
耳に入れておいていただきたいと思
つておられます。つきまして
は、この皆さんに国家的事業として残
しておいていただきたいといふのは、そ
の原因はどういふことかと申しま
す。現在非常に石油といふものに圧迫
されておられますが、この石油が日本の
地下資源として少なくとも十分の三と
か十分の四とかいふものが産出される
ならば、私は石炭産業といふものは社
会事業化していいと思つておられます。しかし
実際には百分の一とか二に足りない

法案の運用につきましては、国会で
御審議なさいますから、われわれが
これこれ申し上げる必要はないかも知
れませんが、なるべく広い範囲におい
て離職者を吸収するようにお願いするこ
とが一つであります。それから、これ
は官庁のやることだといふふうにも考
えておられますが、しかしながら社会問
題といひましては、なるべく広範
に円満に運用されることを望んでお
ります。

もう一つは、下手するところという法
律は、言葉はちよつとどうかと思いま
すが、官僚的な運用に流れるおそれ
が、官制にないかといふことでありま
す。十分民意を察して離職者に安心を
与えていっていただくように、どこまで
も運用に御考慮を払っていただきたい
といふのが私どもの希望であります。

石炭の状況につきましては、これ以
上のことを申し上げても蛇足だと思
います。いかにして離職者が出ざるを得
ないのかといふことを申し上げれば、
この法案に對するわれわれの態度もわ
かり、それからもう一つは、この法案
が日本では從來ない画期的な石炭離職

者に対する法案である、いかに国家が
石炭というものをエネルギー資源とし
て重要視されているかといふこともわ
かると思つておられます。ですからこの法案は
決してへんばな法案ではないと思つて
おられます。そういう意味合いにおきまして、なる
べく早く国会を通過することを望んで
おります。

のでありまして、石油を燃料として使
いまして、何か大きな問題があつたこ
きに、その入手が困難になるようなこ
とになりましたならば、日本の国家産
業というものは壊滅するのではない
か。そういう關係上、値段の高いとか
安いとかいうのは別個の問題として、
この石油の産業というものを常に国家
的産業として育成するというのは最も
大切ではないか。それには、われわれ
業者が努めて生産を安く上げて、石油
との競争にたえ得るようにつけていか
ないといけない、こういうことで今研
究をし、実行にかかつておるような次
第でありますから、その点も今後協力
をお願いして、国家の重要産業として
これを育成することに御協力を願いた
いと思います。この点、特に私の考え
の一半を申し上げて、御賛意を願えれ
ば過分のしあわせと思います。

それから、この離職法案は、実は今
朝これを拝見してまだ全部読んでおり
ませんが、われわれが石油産業に当た
る以上は、人間尊重ということが根本
の問題だと思つてゐる。常にわれわれ
は人間尊重ということを根本義に置いて
経営に当たつておりました。そうして
この事態を——今日のような状態にな
るとは思ふが、ある程度石油の圧迫
は受けるということを承知いたしましたし
て、どこか適當のところに配置転換を
していくというので、パルプ事業であ
るとか、鉄事業であるとか、あるいは
ガス事業であるとか、その他のいろい
ろな事業に転換させようと思つて、炭
鉱労働者の転換というものは容易でな
い。この点は皆様の耳をかしめていた
きたいと思つてゐる。それは自分が実
際やつた体験談をお話し申し上げるの

であります。私のところで百人ばか
り配置転換させたいと思つて指名
をしたら、喜んで配置転換に労働
者も賛成したのであります。ところが
が、実際やつてみると、これはなかなか
容易じゃないのです。なぜ容易じゃ
ないかという点、彼らは、今まで俗に
モグラと称して、目の目に当たること
のない仕事をしておるのです。陸上に
ありまして配置転換させて働かせます
と、太陽に当たるとからだ溶けるよ
うな状態になる。その間にまた始終急
激な生活の変化によりまして病気を起
こすというふうなことであります。実
際やつてみますと、配置転換は容易
じゃないのであります。その間に半年
とか一年とか、ある程度訓練しなけれ
ば、この配置転換の人たちを働かせる
ことができないという結果を招来した
わけでありまして、つきまして、このた
びの離職法案によつて、援護会という
ものを作りまして彼らを訓練する、こ
れは人権尊重という意味からいって適
宜の処置で、非常にけつこうなことだ
であると思つてゐる。今日、科学が進歩し
て、やはりこれは多産主義でいかなけ
ればならないというときに、人間の尊
重という意味において、彼らを他の事
業に転換させるためにこの離職法案を
お出しになつたということは非常によ
いことだと思つてゐる。この問題につ
いては、私はもう二年前から政府に対
して要望しておつたわけだ。高崎さん
に、将来、炭鉱は人員を減少して、一
人の能率を高めなければ石油と競争がで
きませんよ、ついでには何かこういふ
ような転換方法を一つ政府で考へてい
たきたい、こういうことを要望しまし
たが、今回こういふ法案がここに提出

されたということは、人間尊重という
意味において非常にけつこうなこと
と思つて、満幅の賛意を表する次第で
あります。

ところで、それはけつこうでありま
すが、この法案を見ますと、三十三
ページをざらんに願ひたいのですが、こ
こに費用の問題があるのです。これは
どういふ費用でやるというところがは
つきり明記してないのではありません。
この点が自分の納得いかないところであ
るのであります。この費用は事業団から
交付を受けてこの事業を継続する、こ
ういふふうになつておるのでありま
す。これが明確でないの、これが自
分の不安を感じるゆゑなんのであり
ます。御承知の通り、炭価を安くする
のには、炭鉱は努めて経費を節減しな
ければならないというのがわれわれの
使命なのであります。今日炭鉱経営に
対しまして、この事業団の關係で一ト
ンで二十四円を負擔させられており
ます。この点は、今日の事態として一
トン二十円というものはなかなか大き
い問題なのであります。その上経費
の加算をされまして、事業自体に大き
な影響を来たすのではないか、この内
容はわかりませんが、非能率炭鉱の買
収費用の負担とか、離職法案とか、こ
ういふふうな問題を一切總括して二十
円以内であげていただきたい、これを
特別にお願いする次第であります。私
は、事業の性質上、これは当然国家が
持つべきもので、われわれ業者が負担
すべきものではないという考えを持つ
ておるのであります。この離職法案
に対して満幅の賛意を表すると同時に
注文を申し上げて終わらせていただき

たいと思つてゐる。ありがとうございます。

○永山委員長 次に、日本炭鉱労働組
合副委員長野口一馬君。

○野口参考人 ただいま紹介されまし
た日本炭鉱労働組合の副委員長野口一
馬でございます。私は、石油産業に二
十二年間働いておる労働者であります
て、日本炭鉱労働組合は、石油産業に
働く労働者の三分の二の結集体であり
組織である組合であります。私がただ
いまから申し上げることは、ただ単
なる個人の私見でなく、石油産業に働
く労働者、また石油産業に働く国民の
声であるというふうにお聞き取り願
いたい、このように考えます。

また、私は、炭鉱離職者臨時措置法
案の参考人として意見を述べた前に申
上げたのでありますが、過去何回
か衆議院の参考人に出て参りました。
そして国会においていろいろ参考
人としての意見を述べますが、その意
見が、当然国会法に基づいて述べてお
ることだと思つておられる、十分参
考になる意見を述べておると存じなが
らも取り入れられてないということが
多くござりました。ただ単に国会法に
基づく形式的な参考人を呼んで聞かれ
るということではなく、参考人の意見の
中で十分傾聴に値する内容があると考
えられた場合には、党派を超えて法
案の中に織り込んでいただきたい、こ
のように考えるわけでありまして、し
ながら、今度の臨時措置法案の意見
を述べた前に、すでに国会においては
予算がきまつておりましたし、しかも予
算の使い道等においてもきまつておる
ことを考えますと、いささか意見を述
べる中でもさびしさを感ぜざるを得な

いわけでありまして。私たちがどのよ
うな卓越なる意見を述べても、それ
は無意味に終わるんではなからうかと
考えますので、さつき述べましたよう
に十分皆さん方の御配慮をお願いし
たい、このように考えるわけでありま
す。

私は自民党岸政府が資本家階級だけ
の代表であるというところは百も承知し
ております。また今度の法案を見ます
と、そういうことが多分に感じとられ
るわけでありまして。現在炭鉱労働者
は、他の資本主義国にもその例を見な
い大量の首切りをされようとしてお
るわけでありまして、このことは私が強
調するまでもなく、十分皆さん方が承
知しておられることだ、このように考
えます。また私たちが四年前石油合理
化措置法案が制定されたときに、私ど
も炭鉱労働者はその当時この法案に対
し、これは炭鉱労働者を救済するもの
ではなく、ただ大手炭鉱のみの市場安
定政策を講ずる一つの法案にすぎない
ということをお述べ参りました。
四年後の現在その法案をながめてみま
すと、私たちが反対のための反対では
なく、われわれが反対する意見等が今
日の情勢の中では出てきておるとい
うことを、十分理解していただきたい
と思つております。またこの法案の
中で労働者の受けた今後の措置をい
うる皆さん方自身も聞いておられるこ
と、また見ておられることと思つて
います。離職したほとんどの炭鉱労働者は
生活保護法の適用を受けて、要保護世
帯となつて炭鉱地帯に定着し、現在は
黒い羽根運動としてありますように、
社会問題を起しておるというものがそ
の実態である。またそのような労働者

はごくわずかの労働者でなく、全国的に見て参りますと十万人にわたる労働者であり、特に本日参考人として福岡県知事の鶴崎さんが来ておられますが、福岡県においては、ことに福岡県の筑豊炭田においては、黒い飢饉地帯、灰色の谷間といわれるほど、その悲惨さを加えておるわけであり、大手炭鉱の労働者は、もう本年初めから、三井を中心に数多くの労働者が職場を去っておりますが、その数はすでに一万以上に達しておるわけであり、現在石炭資本家は、三十八年までは大手十八社の中で約七万人の労働者を職場から追放しようと考えておりましたし、中小炭鉱においても三万人の労働者を同じような状態に追い込もうとしておるわけであり、このような状態を考えた参りますと、この数が十万人にわたる数字であり、現在大手の石炭産業に働いておる労働者の三五%ないし四〇%の数字になるという事を理解していただきたい。三人に一人、四人の一人の労働者が、一人に三人の扶養家族をかかえて再び失業のちまたにさまよわなければならないという実態が訪れてきておる。それがただ単に石炭産業の合理化、企業安定ということではなく、せんだつての三井争議に見られるように、生産阻害者の名において正常なる組合運動を行ない、また正常なる職場活動を行なっておる組合運動家に対する組織の破壊と攻撃をかけられてきておるのがその実態であります。私たちは石炭産業の不況の中でこのような暴力的な暴挙が首切りという形でしやにむにわれわれに襲いかかってきておる実態等をよく理解していただきたいと考えざるわけであり、石炭産業はこのような状態の中でどういふことを言っておるか申しますと、斜陽産業だから縮小生産をせざるを得ない、こいうふうな言ひをして、非能率炭鉱でないのも非能率炭鉱の烙印を押して、次々に閉山と大量の首切りを行なっておるのがその実態であるわけであり、またマスコミ等におかれましても、現在の自民党の力、岸内閣の巧妙なる弾圧のもとにおいて、現在の石炭産業の置かれておる立場が全く天然現象のごとく、また労働組合の一方的な労働争議の中からできたものかのごとき印象を与えて宣伝されているという事について、いささか私たちが危惧を感じざるを得ないわけであり、

われわれは今度石炭産業のとられる方途は、近代的な合理化をまず行なつてもらわなければならない。また能率を一方的に出して、その中から利潤の追求を行なうところの、七万人に及ぶ首切り予定人員を出す、このようなやり方はやめてもらわなければならない。このように考えるわけであり、また労働者援護協会そのものの正体等を十分考えてみますと、これはただ単に炭鉱失業者を救済するという事でなく、現在石炭産業で行なわれている首切りを側面から援助する、そして世論の集中攻撃を受け流して、石炭資本家にその目的を達せさせようというものにほかならないような感じが非常にするわけであり、

私たちはこの法案に対する見解を述べる前に、石炭産業がどのようにすれば現在の危機を脱却し、しかも労働者の犠牲だけでなく、それを切り抜けることができるかという事を指摘するのでなければ、ただ単に離職者法案についでのみ意見を述べることには、決して現在の石炭産業の危機を救うことにはならないであらうと考えるわけであり、

まず石炭危機をわれわれが考えて参りますと、それを鋭くしている一つの原因は、石炭産業に近代性がない。古い生産機構の中に立つて、そして明治初年から日本の炭鉱が三井、三菱などの財閥炭鉱で優良な鉱区を独占されて、その中で鉱山地帯を労働せずして手に入れ、過剰人員を利用して、低賃金労働の中で炭鉱を運営されてきているという実態を現在はお見になります。万端力を引き上げるための投資には意を用いず、しかも戦後における投資はポルネオまた南米等において、東南アジアにおいて数多くの投資を行ないながらも、石炭産業自体の若返りという事なく、合理化には多くの力を入れられることなく、鉱区の買収、拡張に暗躍し、財閥系その他の産業にのみ投資をされていることが、石炭危機を作り出している原因ではないだろうか。また鉱区の所有状況等をながめてみても、三井、三菱、住友、北炭の四社で日本の全鉱区の四九%を独占し、しかも大手十二社で八八%、約九〇%の鉱区を独占しておるが、現在もその状態が続いている。その中において、景気のいいときには石炭が必要だということとで、どんな人を入れて石炭を出し、不景気になると古いわらぞうりを捨てようという感じで炭鉱労働者の首を切られるという事は、これは封建的な昔ながらの経営のあり方ではなからうかと考えるわけであり、昭和二十

四、五年、同じく二十八、九年の二回にわたる炭鉱不況の中で二十万人の労働者が首を切られ、六十万人の家族が路頭に迷わされて参りました。これは石炭産業の体質改善として今までやらねばならぬけれども、現在四年後の今日においてもそのようなことが再び繰り返されておることは、一時期において不況を脱却する一方法にしかすぎないのではなからうかと考えるのであります。今回の合理化においても、私たちはさつき申しましたように石炭生産の古い機構を脱却するには、経営者自身、資本家自身が根本的に近代化をもたすための情熱と、それから国家が積極的な投資を行なうならば可能である、このように考えておるわけであり、す。われわれは今後いかにある状態であり、もしも炭鉱労働者並びにその家族にしろ寄せられるところの炭鉱若返り、合理化には断固反対しなればならぬ。その反対はただ単なる反対ではなくして、生活権を守るための反対であるという事を考えておるわけであり、またそのような炭鉱経営の中でしわ寄せされているものは、中小炭鉱、粗雑炭鉱の問題であり、これは極端なる低賃金の中において、労働者が労働基準法を上回る労働時間の中において働いておる実態等もあり、今後十分長い期間をかけるにおいては、今後十分長い期間をかけるにおいては、炭鉱労働者の実態等を、将来の炭鉱のあり方に関する参考のためにも、調査をしていただきたい、このように考えるわけであり、またわれわれが考える中において、石炭産業が重油に押されてきておるといふ面は考えられないわけではありま

八%も占めておるといのがその実態であります。

われわれはまた、石炭産業が資本主義の国で危機にあるという事は事実認めておるわけでありまして、西歐各国のエネルギーに關するやり方と申しますのは、さつき申しましたヨーロッパ型を現わす一つの現われとして、昨年の五月には英國の議會下院において、モードリング國務相は、英國におけるエネルギーとしての石炭の地位は、他のいかなるものともかえることはできない、英國政府はあらゆる方策、方途を講じて、現在の石炭産業を永久に維持し、また発展させなければならぬといふことを言っておるわけでありまして、また西ドイツにおきましても、アメリカの重油攻勢に対応して、要するに三十マルク、二千五百七十一円に當たる関税をかけて国内産業の育成強化に努めておるといふのがその実態であります。しかしながら日本の國のみが、皆さん方が民族意識または日本の將來を考へてやられておるとするならば、現在行なつておられるところの政策の誤り等を十分考へていただいて、ヨーロッパ型において日本の石炭産業に積極的な投資と積極的な若返りを講じていただくことが最も必要なことではなからうか、このように考へるわけでありまして、それは石炭の縮小生産にとどまるのではなく、あくまでも石炭が重油に対抗し、しかも重油を上回る資源として活用することに重点を置いた政策でなければならぬ、このように考へるわけでありまして、今後われわれは、資本主義のもとにおいて政治経済そのものが危機を作り出す母体であるといふことは十分わかつて

おりますが、資本主義政治経済の機構の中においても、さつき申しましたように、まだまだやるべきものが数多くあるといふことを、特に強調しておきたいわけでありまして、このことを忘れて、ただ単に離職者法案のみをいろいろ論議することは、今後何年後に再びこのような論議を繰返さなければならぬ、またこういう悲惨な状態に逢着しなければならぬといふことを考へるわけでありまして、どうかそういうこととてなく、石炭産業の置かれておる立場を賢明なる議員の皆さん方に十分理解していただいて、今後の処置等をやつていただきたい、こういうわけでありまして、しかも三十八年までの十万人の首切り等につきましても、皆さん方自身が十分、選挙スローガンにありましたように、日本の国民経済安定といふことを十分考へられまして、しかも生活向上といふことを考へられまして、やられてきた公約等を十分守つていく政治をやつていただかなければならぬ、このように考へるわけでありまして、またわれわれが離職者法案のみをいろいろ考へて参りました、今年度の予算は十三億の予算で組まれておるわけでありまして、しかもその十三億は、せんだつて論議がありましたロッキード三分に満ちた金額であるわけでありまして、しかもこの十三億の金額において、今後十万人に及ぶところの労働者並びに家族の生活を安定させるといふことが十分考へられるかどうかは、賢明なる皆さん方の想像におまかせするわけでありまして、今後われわれがその予算を検討して参りまして、職安の就職あっせん協力費、それから職業訓練のための材料購入費、海

外移民促進援護、遠隔地就職者のための短期宿泊所建設費、雇用主が住宅を建設する場合の補助費、遠賀川汚水処理費、鉱害復旧費、失業対策費、こういうものが多く出ておりますけれども、ほとんどそれは労働者に返つてくるものではなく、雇用主に返つていくものが多くを占めておるといふことをわれわれが知るときに、真にこの法案は、われわれがさつき申しましたように、現在行なわれておるところの大手炭鉱の首切り、中小炭鉱の首切りに援護射撃の意味を持つものであつて、あくまでもその経済の安定の意味を持つものではないのではなからうか、このように指摘をせざるを得ないのであります。今後われわれが十年間、このような首切りを遭遇いたしましても、われわれはいかなる事情であつても炭鉱労働者の立場が、さつき申しましたように、ただ単なる自分の立場でなく、家族を含めたものの立場として反対していかざるを得ないといふことを考へると、政府は現在の政策等において——せんだつて通産大臣が発表いたしましたように、一千万トンの石炭には七十五万人の雇用者があるといわれております。また炭鉱労働者は六万人——その一千万トンの石炭の労働者として働いておる一人の労働者が首を切られるといふことは十人の労働者の雇用に影響することである。これら関連産業の労働者のことも考へて、ただ単なる石炭産業に働く労働者だけのことを考へないで、その全体的な炭鉱地帯に占めるところの住民の生活権と結びつけて施策を講じていただきたい、このように考へるわけでありまして、また西ドイツにおけるところの重

油関税につきましても三億マルク、二百五十七億円の大部分の金額を炭鉱離職予定者五万人に對しての手当、転業資金、転職先の賃金、その格差の補償などに向けられ、そして生活の安定に資するようにやられておる。日本の國と勢力や国情の違いはいろいろありましても、資本主義の國の中において、これほど人権の尊重に對する政策の違いが歴然と現われておることをわれわれが考へてみます場合に、あぜんとせざるを得ないといふのがわれわれの心からなる考へ方でありまして、また失業者に對して今後どのように行なつていかれるかといふことについては、まず自民党はこの法案に對し根本的に検討し直していただきたい。また根本的に長期石炭政策の樹立の中で皆さん方が言われた公約の一部を果されるものとして、誠心誠意、今後予算の大幅変更を行なつてもこの措置を講じていただきたい、このように考へるわけでありまして、

以上の観点にわれわれが立ちますときに、現在失業中の十万人の労働者を政府の責任において就労せしめることと、今後起きてきよとするところの問題に關しましては、次の要求を、また次の考へ方を、ぜひ法案の中に盛り込んでいただきたいと考へるわけでありまして、

入を保障するような他の雇用を与えられるところの保障が十分なされたときだけ閉山を行なつていただきたい、このように考へるわけでありまして、

このようなことを申しましたも、われわれがこの雇用計画を閉山された炭鉱と結びつけて考へていく場合において、遠きところに失業救済、離職者を救済する工場建設を考へてみることもなく、最も近距離地に民間の工場設置並びに國家の融資に對するところの積極的な工場設置等を十分考へられまして、中央におけるところの京阪神または大阪周辺におけるところの工業地帯だけの発展でなく、國家資源の十分あるような地域においてでも新しい工業を興して、日本全土におけるところの工業生産の実を上げていただくように特に御配慮をお願いいたします。

また將來において無制限無原則の失業手当の獲得を目ざして、当面、現在の失業保険の給付額を八〇%に引き上げていただく。われわれが炭鉱に参りまして炭鉱をやめた方といふいろいろ話し合ひをいたしまして、六〇%の給付では現在のニコソンの生活とほとんど変わりないといふような実態を考へてみまして、八〇%の生活の中から十分將來の各個人の生活安定の方途を組み入れるだけの、生活に追われないで済むだけの余裕を作り出していただきたい。私たちも八〇%では満足でないと思ひますけれども、現状置かれておる実態の中では、どうしてもその限度までは國家の力において上げられることが可能ではないか、このようにも考へるわけでありまして、また現在の支給期間を二年間に延長をしていただきたい、このようにも考へるわけでありまして、

五

それから、その次には、どうしても離職した人が生活ができない場合が多うございまして、生活保護法の適用範囲を拡大し、基準の額を倍額にして、そして予算のワケを広げて支払いをやっていたきたい、このように処置を講じていたきたいと考えるわけでありまして。

なお失業者、半失業者に対し、現在一年間の技術教育を行なっていたきたい、このようにことを政府の責任において、また国会議員の任務と義務において当然やっていたことが、現在の置かれておる石炭産業の離職者法案の中における唯一の将来の生活安定の方途ではなからうかと考えるわけでありまして。

以上、はなはだ重複する点もございまして、また言っている意味が十分おわかりにならない点もあるかと思ひますけれども、私どもが誠心誠意参考人として出てきて述べた意見等をおくみいただいて、いい結論を法案の中にぜひ織り込んでいただかんとお願ひいたしました、参考人として皆さん方に対する意見を終わる次第でござい

○永山委員長 次は全国石炭鉱業労働組合書記長、斎藤茂雄君。

○斎藤参考人 私は全国石炭鉱業労働組合の斎藤でございます。

私たちは今日の石炭産業がここまでこない前に、経営者側に常々要請をしておったわけでございます。と申し上げますのは、現在の石炭産業は、単なる経済の好不況によって受けた不況でないわけでありまして、従つてこの状態を脱却するためには、いかにしても労使がみずから石炭産業というものを

を改善しなければならぬ、こういう点を主張いたしまして、従来やつて参つたわけでありまして、昨年の末にそれがやつと理解をされまして、労使協議会が設置されました。日まで話し合いを持って参りました。先月の二十一日現在まで、約十カ月余にわたる間いろいろ論争して参りました結果、今政府が言っております昭和三十八年度までに石炭産業がほんとうに重油、外炭と対抗でき得る改善をする、あるいは経営者自身もそういう一つの計画をしております。これについてはいろいろ異論もあるところでありますけれども、やはりわれわれ炭鉱に従事する労使を問わず、みずからの手によつて石炭産業というものを建て直していくというその気概と気魄を持たなければならぬと思ひます。今日いろいろ提出をされております離職者の法案あるいはその他炭鉱に関するいろいろな法案が国会に上程をされようといはれております。もちろんそれらの問題についても、大いに積極的な石炭産業に対します施策をやつていただかなければならぬと思ひますけれども、当面石炭産業に従事いたします者の立場から、この問題を根本的に掘り下げて検討しなければならぬ状態にきておると思ひます。

〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕
従つて、これは理屈で反対をするとかしないとかを問はず、結果的にこの問題については労使が話し合いをしなれば解決のしない問題が数多くございまして、そういう建前から、私たちとしては七項目にわたります、先月の二十一日に労使協議会の名によつて調印

をいたしまして、これをそれぞれの地区に持ち帰りまして、現在諮詢の段階に参つております。そういう建前から、私たちは長い間この炭鉱の離職者の問題もその一つの項目として今日まで主張して参りました。従ひまして、今回出されております法案につきましては、方向としてわれわれ全炭鉱としては賛意を表したいと思ひます。ただしかしながらこの法案を検討してみた場合に、法案の内容に幾多の矛盾あるいは不足な点が多あると思ひます。さらに先ほど経営者代表の伊藤さんから言われましたように、今後石炭産業から大手が六万余あるいは中小炭鉱から三万余の失業者を出さなければならぬという数字をあげられまして、私はこの法案が実施をされるといふ目的は、今日まで離職しておる者の臨時措置として救済をするというのが目的であらうと思ひます。従つて今後炭鉱からそれらの数多くの離職者が出されるなら、この法案をそういう面で利用いたしまして、離職者を出して、それによつて石炭産業の体質改善を労働者側にし寄せをするというものは、厳にそれらの点については監視をしていただきたいというふうに考えております。そういう建前から、私はこの法案の内容について意見を申し上げたいと考えておるわけでありまして。

法案の第二条であります、この中で炭鉱労働者の定義が書かれてございまして。この法案を見ますと、炭鉱労働者というものは「石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者をいう」というふうな規定をされております。これから私が

解釈いたしますときに、炭鉱の職員というものは度外視しておるといふのがこの第二条の精神だろうと思ひます。さらに事務職員、こういうものはこの法案から除外をされておるといふふうに解釈をして間違いないと思ひます。これは非常に大きな問題だと思ひます。炭鉱の職員にも二通りあるわけでありまして。実際に労働者から実地を経て職員になる者、あるいは学校を出て職員になる者、二つのケースがございます。この場合に、実地から上がつて職員になつた者につきましては、技能、性格、それから実態からい

きまして、当然炭鉱の労働者とみなしてこの法案の救済を受けることが妥当だといふふうに考えております。従つてこの炭鉱の労働者という解釈の中には、それらを明確に包含をしていただきたい。さらにホワイト・カラーにつきましては、この法案と別個な立場に立つて救済措置を講じていただきたい、こういうふうに第二条については考えておるわけでありまして。

それから次は第三条でございまして、この中に炭鉱離職者の緊急就労対策事業ということが載せられております。これは予算の内容を見ますと、なるほど非常にこの字句から見まして、けっこうなことではございましてけれども、実際問題として、この緊急就労対策事業に従事する者の生活というものは、単にニコヨンを作るといふ性格のものから出ない状態がくると思ひます。従つてニコヨンという性格をこ

とあります。従つてこの内容から見ますと、それらの点が非常に不明確であり、またニコヨンの性格で押しつけようという考え方が出てくるように判断をいたしますので、この点につきましては明確に従来のニコヨンの性格ではなく、あくまでも将来はこれらの者については生業を手をえていくということを規定をしていただきたいといふふうに考えておるわけでありまして。

次は第五条でありますけれども、第五条の中に職業訓練のことが言われております。この職業訓練というものは、非常にわれわれも賛意を表したいといふふうに考えております。ただこの中で、労働省が発表しております炭鉱離職者というものを見た場合に、現在すでに失業保険が切れておつて再就職を希望する者が全国で二万一千七百人と言われております。これを対象にして先ほど申し上げました緊急就労の事業をやつていく、こういうことを言われております。この予算が約四億といふことで計上をされておるわけでありまして。ただ、今二万一千七百人の失業者がおりますけれども、この予算上からいきまして、就労いたします人間は一日当たり五千五百人と言われております。これは数の点で、一方は離職者が二万一千おる、しかしこの緊急就労事業に吸収するのは一日五千五百人でありまして。従つてそこに大きな開きがあるわけでありま

す。さらに現在失業保険を受給中の者が失業保険の受給が切れる、あるいは今後離職者が出る、こういうことを考えますならば、この数は相当膨大な数になつてくるというふうに私は判断をいたして間違いないと思ひます。さら

に二万一千七百人の算出根拠でありま
すけれども、これはあくまでも筑豊炭
田を基礎調査してこれを全国的に当て
はめて数字を出したにすぎないわけで
あります。さらにまたこの二万一千七
百人という、一応労働者で出した数字
を、さらに今度は再就職を希望する
者を三二％という低率で押えており
ます。この低率で、三二％で押えた中
で予算措置が組まれておる。私はやは
り現実的に炭鉱の失業者をほんとうに
救済するならば、この数に見
合せて、それに予算というものがつか
なければならぬと思ひます。しかしな
がら予算の方はそういうことで削減を
されておる。現実的にはやはり炭鉱の
労働者というものは、労働者の発表そ
のものを申し上げても二万一千七百人
おる、あるいは実際には五万五千の失
業者がおるわけであります。従つて勞
働省で発表してあります炭鉱の離職
者というものの二万一千という数字
は、五万五千から見ると約半分、さら
にまたその二万一千の中から再就職を
させようとするのはその三二％だとい
うふうに言われております。さらにま
た職業訓練を受ける対象人員を予算上
千百六十人というふうに組んでありま
す。それから講習会を受ける者の数を
三百三十人に限定をいたしてありま
す。さらにまた就職をあつせんされて
移動する場合の移動資金の交付人員は
四千人というふうに規定をいたしてお
ります。そういういたしますと、どこから
この数字を見ましても、労働省で発表
してあります二万一千という労働者
がほんとうに救済される処置ではない
と思ひます。この数字の矛盾というも
のは非常に大きいのではないかと、従つ

てこれは単に、現実にはそういうものを
考えないで予算をきめて、予算に当て
はめていた数字がこういう状態だと
いうふうに考えますので、この第五
の問題は職業訓練という問題にからみ
合せて、予算上の問題と現実的
な炭鉱の離職者の数、それから救済さ
れるべき人員というものを非常に大き
な誤差があるというのを私は指摘い
たしたいと思ひます。この点はやはり
明確に御修正を願わなければならぬ
というふうに考えております。

次は第六条の問題であります。が、
この第六条では炭鉱の離職者の優先採
用についてうたつてあります。この中
で、炭鉱の事業主は炭鉱労働者の雇
入れについては、炭鉱離職者を雇い入
れるようにしなければならぬという
ふうに法案はうたつてあります。これ
は単なる訓示規定だと私は思ひます。
こういうような条文では、現実には炭
鉱の離職者を炭鉱の事業主が優先的に採
用するというにはならないと思ひ
ます。これはその場合に、あくまでも
われわれを信頼せぬかということが経
営者の方から言われると思ひます。す
れども、法案としてこういうことが一応
うたわれるとするならば、訓示規定
でなくて、やはりあくまでも炭鉱の離
職者を優先的に採用する保障というも
のをこの法案の中にうたつてしかるべ
きではないかと、従つて、これについて
は強力な規制を法案の中にうたふ必要
があるというふうに私は考えます。の
で、この点はぜひそういうふうにして
いただきたいというふうに考えており
ます。

の条項の中で、まず最初に第二項に
「職業訓練を受ける炭鉱離職者に対し
て手当を支給すること」というふう
にうたつてございます。これは先ほど
若干触れましたけれども、この職業訓
練を受ける者の手当というものは二百
三十円というふうに私たちは予算上か
ら何つております。そういういたしますと
これは現在のニコヨンよりさらに低い
手当の支給ということになって参りま
す。現在のニコヨンの諸君でさえも、
現在の経済情勢からいって生活ができ
ないというところで、国会に陳情をし、
あるいはそれぞれ地方自治体と交渉し
て、その給手を引き上げることになり
いる苦心をしておるようでありま
す。その人たちがさらに低い手当に
よつて半年なり一年なりの職業訓練を
受けるというつても、その受ける側
から言へば、当然これは生活が維持さ
れないということになれば、正常な職
業訓練を受けて、そして近代産業に
再就職をするということがなかなか困
難になつてくると思ひます。従つて私
は、あくまでも炭鉱の離職者というも
のをほんとうに近代産業に振り向ける
ための職業訓練を施していくのだとい
うことであれば、この手当の問題につ
いては、もっと考慮する必要があるの
ではないかと、この点が非常に私たち
としては不満な点でございます。

それから次は、その第四項でござい
ます。この第四項には労働者用の宿舍
の貸与ということがうたわれてありま
す。これは私は非常にけっこうだと思
ひます。ただし、もう少し突つ込
んでこの点について意見を申し上げま
すならば、事業整備団等で買上げて
現在持つております住宅というもの
が相当ございます。それらを優先的に
炭鉱の労働者に貸与するというような
ことも、単にこれは事業主だけにす
るということではなくて、事業団が持つ
ておる、買上げた住宅の貸与というこ
とも、この中で当然考えてしかるべき
ではないかと、さらにまた、個人が実際
に自分で家を見つめる、あるいは作
ましているのではないかと、その場合に重
点的に力を入れるべきことは、個人が住
宅を自分で見つける、作るということ
に重点を置いて、その場合の資金とい
うものは当然この法案に盛り込まれて
いるように支給をされてしかるべきでは
ないか。特に炭鉱の労働者というものは、
従来からそうでありましたけれども、
やはり住宅に不自由しておるというこ
とであります。従つて、現在全国的に住
宅の問題が一番魅力的になつて参り
ますので、住宅のないところに移転と
いうことはなかなか不可能でありま
す。そういう形の中で、炭鉱の労働者
というものは一つの場所に定着をする
という今までの実績がございます。特
にこの場合には、先ほど申し上げまし
た個人住宅を作る、見つけるという場
合には、資金援助の強力な処置をとつ
ていただきたいということを申し上げ
たいと思ひます。

その次は第七項であります。これは
「生業資金の借入の問題」であります
が、この法案を見ますと、あくまでも
「生業資金の借入のあつせんを行ふ
こと」ということになつております。
これは今日の経済状態からいしまし
て、単に金融機関にあつせんをする、
こういうことで簡単に金の借り入れと
いうことができる状態ではないという
ふうに判断をいたしております。あく
までも金融機関は従来のコマース・
ル・ベースによつて行なう以外には方
法がないというのが今日の事情ではな
いかと思ひます。従つて、ほんとうに
生業につかうとする者については、や
はり資金というものが一番大きな問題
になつて参ります。従つて、ここで単
なる「資金の借入のあつせん」でなく
て、もっと資金の貸し出し、あるいは
資金の融通ということ、生業につけ
るとする者が資金で困つて生業につけ
ないというふうな状態のないように、
もつとこの点は配慮すべきではないか
というふうに考えております。

それから次は第八項であります。第
八項は生活の指導のこと、つまり「生活の指
導を行ふこと」というふうになつてお
ります。これは単にここで「生活の指
導を行ふこと」というふうになつてお
ります。私はやはり生活の指導という
ものは強力に指導をしていただかなけ
ればならぬと思ひます。炭鉱の離職者
が非常に生活に困窮しておる、こう
いう場合には、内職とかあるいは授産
場、一つの例をあげれば、そういうこ
ともあり得るわけでありま。そうい
う形の中で強力な生活の指導というこ
とが当然必要になつてくる。従つて、
この点ではどの程度まで行なうのか私
理解できませんけれども、単にここで
「生活の指導を行ふこと」という形でな
くて、もつと突つ込んだ生活の指導体
制というものをこの中では確立をして
いただきたいというふうに考えておる
わけでありま。

その次は、この法案の適用を受けて
救済を受ける者の資格の問題がうたつ
てございます。まず一番先に「当該離

職がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと」というふうになつておられることは、ここで問題になります。これは、「その者の都合によるものでないこと」というふうになつておられることは、「その者の都合による」というものを考えた場合に、この中に正当な理由によつて個人の都合でやめなければならぬ者があります。たとえば、だが弱い、あるいは家庭の事情でどうしてもやめなければならぬ、あるいはもう一つの例をあげて申し上げますならば、福島県の平に山崎炭鉱というのがあります。ここでは従来まで十何年間炭鉱に就職しておつて、結局退職手当というものがございまして、それで賃金を全部御破算にしよう、それで賃金を現在の賃金から三割ダウンしよう、それで炭鉱を経営していくというのが経営者側から提案をされました。その場合に、そこにおりました全従業員が、これはえらいことだ、退職手当を一銭ももらえないとかいうのでは非常に困るということで、全員退職をいたしました。これは一つの例であります。そうすると、これから申し上げますと、あくまでもそれは本人の都合による退職でありますから、この法案の適用は受けないことになるわけであります。私は、そういうものでなくて、正当な理由によつて、個人の都合によつて退職した者はやはりこの法案の適用を受けさせるのが当然ではないか、かように考えておるわけでありませう。従つて、この条項の解釈を明確にしたい。さういふ字句が二通りあるということを理解していただきたい

いというふうな考へておるわけでありませう。次は第三であります。昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。この「一年以上に規定をされております。ここで問題になります。これは別でありませうけれども、中小炭鉱の場合に、一つの炭鉱に一年以上就職をしておるということがなかなか困難な事情にあることを御理解願いたいと思ひます。従つて、一つの炭鉱に一年以上いなければこの法案の救済を受ける資格がないという規定の仕方は、これは中小炭鉱の実情を無視した扱い方であるというように私は考えます。従つて、これは「一年以上引き続き」という字句を修正願いたい。一年以上炭鉱に云々というなら、これは理解できます。しかし、この「引き続き」という字句が問題になりますので、この点は十分法案の審議の中で、一つ意見を取り上げていただきたいというふうな考へております。それからもう一つ関連をして出て参りますことは、「一年以上引き続き」ということにこの場合なつておりますが、現在の失業保険は、どんな作業場でも半年以上一つの事業場に就職をし、あるいは炭鉱に半年以上継続して就職しておれば支給資格があるのであります。この点、失業保険の支給資格であるこの半年というものは私にはこの法案の内容を修正すべきではないかというふうに考へております。

次は、この法案の内容から見まして、将来この法案を運用する場合に、協力団体が数多くなければこの法案の完全な運営はできないと思ひます。従つて、これは中央もそうでありませうけれども、特に私は地方の協力団体がこの援護会に参加できるような処置をとるべきではないか。そして数多くの協力団体を網羅して、この援護会の運営そのものが誤まりのないように、またそれがスムーズに運営されるようにすべきではないかというふうに考へておるわけでありませう。この点は特に地方の協力団体についての処置をお考え願ひたいと思ひます。それから従来もそうでありませうけれども、法案がきまつてからそれを実施に移しますのに、半年ないし一年近くもかかっている例が数多くあります。この種の問題は非常に緊急を要する問題でありますので、法案の通過と同時に事業の開始というものの時期を極力早めていただかなければ、この法案の趣旨というものが半減するきらいがありますので、どうぞ業務開始の時期等については、法案が通過すると同時にすみやかに実施をしていただきたいというところをお願い申し上げます。時間の関係上非常に省略をして申し上げましたけれども、以上申し上げたことをこの法案の中へ十分盛り込まれるならば、われわれといたしましてはこの法案に賛成すると同時に協力をすることをお願い申し上げます。

○大坪委員長代理 次に稲葉参考人をお願いいたします。○稲葉参考人 私稲葉でございます。これからいろいろ法案に対する全般的な考へ方、また個々の点についてお話があると思ひますので、私は日ごろ自分が専門としております二、三の点に限りまして、この法案に対する意見を申し上げます。その一つは、時限立法でございますけれども、ここに炭鉱離職者臨時措置法案が提出をされるということになつたについては二つの大きな問題があると思ひます。その一つは、御存じのようにわが日本では、十分ではございませんけれども、失業対策に対する政府の処置も行なわれている、失業保険制度も行なわれている、さらにそれで救済できない方に対しては、生活保護その他の処置もとられておるわけでありませう。けれども、そういう法案と相並んで、時限立法であるけれども、ここに炭鉱離職者に対する特別措置をしなければならぬということにつきましては、一つの面から申しますと、日本の失業対策や社会保障が全体としてまだ非常に不十分であるか、それともいふゆる炭産業者を中心とした特別な事態が起つておる、こういったようなことによるものかと思ひます。私はどちらかと申しますと、後者の原因の方が非常に強い、そうして強ければこそ皆様方がここでこの法案を審議なされ、またいろいろ御検討願つて可決をされるのではないかと、このことを期待するのであります。そこで私の申し上げたい点は、やはりそのもとを直さなければという法律は意味がないのではないかと、あるいは非合理化資金の導入とか、あるいは非能率炭鉱の買い上げとか、また転業対策というところにつきましては、当時の方々は万全の措置をとるといつたようなことを言っておられます。そういうことを前提として皆様方は合理化臨時措置法案をお通しになったのではないかと。ところがその現実はどうなつて

民経済の中におきまして炭産業者の占める地位は非常に大きいと思ひます。ですけれども炭産業者の地位が大きいということではあれば、永久的に炭産業者を何とかしなければならぬといふことは成り立たない。むしろ永久的にやるとするならば一般の社会保障措置すべきだし、また技術革新とかエネルギー革命とか、そういった情勢によりまして、ほかの産業にもこれと同じ、もしくは場合によっては一局部的でありませうけれども、これよりもつと大きなものが起こつてこないとは限りませう。そういうことを考えますと、この法案に対する措置としては、でき得る限り手厚い離職者援護をすると同時に、三年、四年の期間を置いて炭産業者がいつに成り立つというところが他方において行なわれなければ意味がないのではないかと、また不公平ではないかというところを私は強調いたしたいのであります。その意味を特にここで強調しますゆえんは、ちやうど四年前の昭和三十年に炭産業者の臨時措置法を皆さん方が御審議をなされ、そして御可決になったのであります。この法律によれば、一方においては炭産業者の合理化をする、それから標準炭価の引き下げをする、そして今回の措置ほどではないけれども、今度の措置ほどではないけれども、合理的資金の導入とか、あるいは非能率炭鉱の買い上げとか、また転業対策というところにつきましては、当時の方々は万全の措置をとるといつたようなことを言っておられます。そういうことを前提として皆様方は合理化臨時措置法案をお通しになったのではないかと。ところがその現実はどうなつて

いるかと申しますと、炭価は下がらない、失業者の方々は自分の行くところもないといったようなことになる。さらにエネルギー革命が急激に進展をいたしまして、今日のような炭鉱の非常にむずかしい状態を起さしめるといふことになったと私は思うのであります。そのために、これと並行いたしまして——私もその委員を仰せつかりておりますけれども、やはり基本は日本の石炭産業をいかに安定せしむるかというところにある、そういった具体策をとらねばならないということで、他方においてはいろいろ審議が行なわれております。

私は、この法案は次のように了解をするということを申し上げたいのであります。つまりこの法案は、出発点において、今まで特に十分の措置がでなかったために非常にマイナスの影響を与えている現存の人々をまず救済をする、しかし来年度以降におきましては、今後の石炭産業のあり方その他を考へて、より計画的な措置をとる、しかもその措置の期間はおおむね三年、四年だ、三年、四年たてば一応これをものに復元をする、こういったことを確認をしてこそ、私は国民の中に一応全体の公平の観点において支持も受け、この法案が了承され、またこの法案が実行される価値があるのではなからうかということでありまして。もっとも、以上のように申し上げまして、私は他の失業対策全般、また失業者を救済するための公共事業の計画がほとんど前進をしていくというところをお願いをしないうわけではございませんので、むしろ四、五年先にはそういったような措置によって救済を

されるんだ。しかしやはり臨時にこういったような産業構造の変化ということによってきたものについては、ここで特別の措置をとらねばならぬものだ、こういったふうなつもりでいていただきたいし、またこの法案をお通しになったからには、通り一ぺんではなくて、それに必要な関係官庁も、産業団体も十分その趣旨を了して、今までのようにいわれるマイナスの面が起らないというところを、私は十分国会その他におきまして御監視願いたいというところを切望いたしたいのでござい

ます。第二点として申し上げたい点は、今までと違ひまして、ここにりつぱに時限立法だけれども、法律ができる。またそれに必要な予算は、不十分だけれども、つく。またそれに必要な援護会ができた、また先ほどおっしゃいました外郭団体、協力団体ができるといふことは、私はこの部面におきまして一大進展だと申し上げたいのであります。ですけれども、ずっと今までの過程をフォローして参りますと、初めは万全の策をとったというものの、だんだん事態が深刻になってきた、何とかしなくちゃならぬという形で、こういったような組織が上からのプランとして作り上げられたという形跡がある。しかしほんとうに失業対策とか、転業対策というものをやるには、それぞれ地域の特殊性、また受けられる人々のお気持とか、それぞれの地域におけるいろいろな特殊なあり方というものを十分誠意をもつてやっていかねばならないといたしますと、私はこの組織そのものには反対ではございませんけれども、どうか今度は、関係各省

や協力の方々がやりになって、やはり一年、二年、三年を通ずるほんとうの具体的な実行計画というものを作ってほしい。またそれなしに、ただこういう形で上の方の団体とか、予算をお作りになりまして、今までは前進をいたすと私は思いますけれども、場合によっては二年先、三年先にまた黒い羽根運動をしなくちゃならぬという事態になる。今度はそうならないという十分の保障をもつて皆さん方も御審議なさり、そして同時にあとに對する御監視を切望いたしたいと思うのであります。

私の申し上げ方はほかの方々と違ひまして、国民経済的なバランスというものを考えまして、ややシビアだといふふうにお考えになるかもしれないけれども、やはり全体の国民の生活保障とか、あるいは転業対策という中において、特別にこういったような臨時措置法案を出しになって、そうして国民の税金を特別に使っておやりになるということについては、これが済む晩においては、石炭企業も一応普通の産業として安定をする、それからほかの人々にも、著しくおれの方が不公平ではないんだということと十分納得せしめるだけのことをやっていただきたい。いろいろなことが行なわれるたびに一つ一つ、やれ金が必要、何が要するといふようなことで使いますと、結局国家財政が紊れましてしまふと思ひますので、特に私はこの法律措置と並行して、産業政策とか、そのほかの協力措置といふことについて十分生きた魂のあるやり方をとっていただくことを前提といたしまして、この法律案に對しまして全的に賛成いたします。

○大坪委員長代理 委員各位に申し上げます。稲葉参考人は質疑を受ける時間の余裕がないのでございしますから御了承願ひます。

次に、江藤参考人。

○江藤参考人 結論から申し上げますと、この法律が今国会に出されたことにつきまして、私は非常に敬意を表します。

現在の石炭の危機が、単なる景気の変動というだけじゃなくて、いわゆるエネルギー革命あるいは産業構造の変動に伴う非常に大きなものであることは申し上げるまでもございしません。そして、そういう場合にそこから生まれるところのいろいろな労働者あるいは雇用関係の変動、こういったものにつきまして、国が相当大きな責任を持ってこれに当たらねばならないというところとは、申し上げるまでもないと思ひます。一般の景気変動でありますならば、従来の失業対策あるいは公益事業、そういったもので吸収していくことも可能でございします。またそれではないと思ひます。しかしながら、今度の石炭あるいは燃料のような大きな産業構造の変動に對します場合は、やはりそこに雇われておる従業員をどうするか、これを計画的にどこに配置転換するか、そういったような雇用政策というものが片方に伴わないと、これからいろいろな産業政策あるいは雇用問題が解決しないと思ひます。従来の政策でありますと、要するに景気の変動に伴って産業がこういった危機に直面した、そこでいろいろと人員整理が行なわれる。その整理された人員は、失業保険なり対策なり、あるいは生活保護の対象になる、それからさらに景気が

られまして、そうしてその基礎を打ち建てる、そういうことを希望するわけでありまして、

それからこの法案の個々の条項は、私おくれで参ったのでありますが、先ほど全炭鉱の斎藤書記長が非常に詳しく申されました。あれを私一つ一つ聞いておりました、賛成でございます。できますならば、ああいうふうな御意見がこの法案の中で実現されることを希望しておきます。

それといま一つ、ついでにこの法案を離れて申し上げたいのでございますが、石炭離職者対策といえますものはこの臨時法案だけではなくて、同時にそれ以上に大きな根本対策が必要でなからうか。たとえばこの前、日経連なら日経連が出した対策を見ても、実はこの石炭離職者法案あるいは現在政府がお考えになっておる対策、それ以上に日経連の対策の方が一歩先に進んでおる、そういう印象も持つわけがあります。たとえばこの前日経連の出した対策の中に特別訓練隊という構想がありました、そこに離職者を吸収いたしました、いろいろな国土開発事業をやっていく、あるいはそういうふうな国土開発に必要な能力、職業の再訓練を行なう、そういうような構想があったように思われます。これは今後のいろいろな産業構造の変動なり、あるいは国土の開発なり、あるいは経済の発展を考へる場合におきまして、非常におもしろい着想である、そういうふうにお考えしております。でありますから、単にこの離職者法案をもって今度の雇用対策が十分だということではななくて、それ以上に根本的な問題、今申し上げましたような特別訓練隊の問題

なども考へてみる必要があるのではないかと、そういうことであります。

それからいま一つ、やはりこの国土開発に關係することであらうと思ひますが、おそらく今の北九州におきましても、石炭離職者の対策の困難といふことは、離職した炭鉱労働者がすぐには転換できる産業なり工業なりといふものがその近くにならぬといふことです。たとえば北九州に参りますと、あの筑豊の地区におきましては、これは立地条件が悪いのかと思ひますけれども、石炭のほかにほとんど産業がない。従つてあそこを離職いたしました、どこにも職がない。そういう点から、今度の炭鉱援護会におきましても移住手当を出すのかと思ひますけれども、しかしその辺のところをもう少しいろいろ考へまして、何か新しい工業といふものをその辺に興す可能性はないだろうか。もともとあの辺は、たとえば水が非常に悪いといふことで、新しい産業が興りにくいところだ、そういう産業が興らぬ、やはりそういうところを、いろいろな産業の立地計画、あるいは産業の配置計画といふものをもう少し計画的に考へて参る。そういうふうなこともこの際考へてみたらいかうだろうかといふことを考へます。

同時にいま一つ、これもこの法案から離れますが、やはり石炭の最低賃金を協定を法制化したらどうかといふことを考へます。法制化といふと語弊がありますが、現在組合と申しますと、大體賃金協定ができておる。各企業別、あるいは各産業別にできておりますが、別にあれば法律に基く最低賃金じゃないわけですね。要するに労使双方の最低賃金協定だ、これは非常にけつ

こうなのであります。ただこれが法律に基く最低賃金協定として法制化されますと、その後のいろいろな措置についてかなり有利な面が出てくるのではないかと、そのように思ひます。たとえば炭鉱で賃金の遅払いがある、あるいは不払いがある。それから炭鉱がつぶれてしまった場合、実は離職した労働者は不払い賃金といふものをもらえない、そういうケースが非常に多いわけでありまして、しかしかりにその場合、最低賃金協定なり、最低賃金といふものが炭鉱の労使関係について法制化されておると、あるいはそういうふうな不払い賃金といふものも優先的に債権の中から確保する可能性が生まれるのではないだろうか、そういうふうな理解いたします。これは私専門家でないから何とも申し上げられませんが、そうではなからうかと思ひます。

大體そういうことを考へるのであります。要するに、以上申し上げましたように、石炭といふものが今後の産業構造の非常に大きな変動期にある。その中における雇用者の問題といふものは、これは従来にも増して特別の対策をとる必要があるのだ、そういう意味におきまして、この法案に若干の希望あるいは修正がつけ加えられる——修正と申しますのは、この法案はもう少し充実したものにしようという修正が行なわれることを希望しながら、賛成いたします。

○大坪委員長代理 江幡参考人も質問を受ける時間の余裕がないのでございいますから、これまた御了承を願います。

次に鶴崎参考人。福岡県知事の鶴崎でございます。また全国石炭関係道県知事協議会の代表、世話人をいたして申し上げます。そういう立場から意見を申し上げます。

石炭鉱業の不況、及び合理化に基づきまして、昭和三十一年以降政府の一連の合理化計画の推進と相待ちまして、石炭鉱業が所在する道県は全国的に非常に多くの石炭関係の離職者が発生しておるのであります。その大半が当該地域に滞留し、他に職もなくその生活は日一日ときわめて悲惨な様相を見せるに至りまして、この点につきましては従来しばしば陳情申し上げまして、重大な社会問題化になつておることを考へておるのであります。全国で十一万人、福岡県におきましては五万五、六千に上り、対策をしなければならぬ者だけにつきましても、福岡県だけでも一万余千人に上つておる状況でございます。これに對しまして、今まで政府並びに国会におかれまして、今年の四月、公共事業の拡大実施等の措置を講じられまして、また最近九月には、緊急措置として鉱害復旧事業の追加実施、広域職業紹介の推進及び特別職業訓練の実施措置等、石炭鉱業離職者対策につきましても絶えず御配慮を願つておるのであります。この点、関係道県を代表いたしましてこの機会にお礼を申し上げる次第であります。

しかし石炭離職者の発生、滞留の状況は、申し上げました通り膨大な数に上るのであります。今日地元道県及び市町村におきましては、一県民としてあるいは一市町村民として、離職者の対策に鋭意關心いたしてございまして、一般失業対策事業及び生活保護等の措置を十分講じておるのであります。が、しかし今日の離職者の状況におきましては、地方公共団体の力をもつてしてはもういかんともしたいという状況になつたのでございます。本県につきましても、一般の失対事業、これは全国でも非常に多い県ではあります。が、登録しておられます失対労働者が二万五千人、しかも一般的なふれと申しますか、これがなお数千おる現況の上への石炭離職者の問題でございます。その事業費といつても、県の予算においても二十数億円の失対事業にやつておるのであります。また生活保護費の適用をやつておりますのは、福岡県だけで見ても十一万人おるのであります。これに對する事業費といつても十三億投入して、そういう点については十分に努力いたしておられますが、これをもちましては何ともしたい状況でございます。また鉱害復旧事業、これは県内において十億円の事業をただいまやつておるのであります。これに對しましては純県費一億五千万円を投じておるこの事業をやつておる現況であるわけでございます。また一面、一般の失対登録者といふものは日雇い制度で、一日々々のその日が食えないという制度になつておるのでありますけれども、御承知のようにその実態は、五年から十年滞留しておるものが実態でございます。そういう観点から、また問題の対処に從來非常に苦心をいたしておたのでございます。

それから全般的に、石炭鉱業とその関連産業が極度に不振いたしております

すので、県としても町村としても、収入の減少によりまして、収支面から非常に財政的な苦境に当面いたしておる現状でございます。各県の財政規模につきまして、よく県民一人おおよそ一万円、百万人の県民がおりますと財政規模は大体百億前後といわれておりますが、福岡県は四百万の県民がおりますけれども、財政規模は三百三十億程度でございます。県民は非常に多いのでございまして、財政的の問題は、通常においても非常に苦しい状況にあります。ときどき、福岡県は大事業を持っておりますので富裕県だとい一般的にいわれておりますが、現実の財政規模というのはそういうふうに、一般の県の常識で考えてもおかきりのような状況でございます。従いましてこの石炭の対策につきましては、どうしても特別の対策を国にお願いいたしたいというので、先般来福岡県といたしまして、また全国石炭関係道県知事協議会といたしまして、政府、国会に陳情申し上げました。その趣旨を了とされまして、今回臨時国会で石炭鉱業離職者特別措置法の審議が行なわれておりますことは、私ども非常に喜びにたえないところでございます。しかしこの問題につきましては、現況といたしますと、今のように県民の問題としても強くいわれておりますし、生活保護を受ける連中の方にも波及いたしまして、生活保護の方々あるいは失業者の連名の形におきまして、また自由労働者の形におきまして、県、市町村に連日これが措置を徹夜で迫られておる現況でございます。これらの就労対策また就職の問題が早く実現するという

ことに、私は最も望みをかけておるのでございます。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」

石炭産業の置かれておる特殊性にかんがみまして、この石炭産業の離職者の問題を特に御考慮いただき、またその対策はなかなか万能的なものはないとは思いますが、一つ一つ実行する離職者対策がそれぞれインテグレートいたしまして解決するものだと、自治体としては考えて——今まで何もいらないではないという声が多に多いのであります。離職者の就労事業については、この離職者臨時措置法案に盛り込まれております点の実施を早くお願いいたしたいというのが、私どもの願いでございます。

なお参考までに、今までの、特に福岡県におきまして措置の概要を申し上げますと、第一点の広域職業紹介につきましては、今年の三月に伊豆地方の災害復旧事業に三百六十人の労働者を出し、その後奈良県の十津川のダム建設工事に二十七人を送付いたしましたのであります。その後九月末に、関係都道府県の職業安定関係の方々と本県において打ち合わせをいたしまして、十三都府県に今日のところ求職二千人をお願いしまして、ただいま十一月の二十四日まで三千三百五十八人の全国からの求職がございまして、これに對しまして、ただいま六百三十五人の就職がすでにございまして、あとの問題につきましては間もなく就職のあつせんができるものと考えております。でありますから、さらに今後の問題といたしまして、各職場へのごあつせんを全国的にもお願いいたしまして、その措

置が進捗いたしますような内容をぜひこの法案に盛り込んでいただきたいと思っております。また、この法案に盛り込んでいただきまして、私も喜びにたえないところであります。

ただ現実から見ますと、今まで不調になった点は四つありまして、就職期間が非常に短くて、土工の求人でも将来非常に不安だといふところに行つたのは、なかなか長続きしていかない現況であります。また第二は、これが特に重要でございますが、生活保護等によつて生活を維持している現況に對しまして、労働条件が二重生活に耐えるほどよくないのではありません。それから、そういうことで長続きしない。またこれと関連して、需要地におきまして家族を受け入れる態勢が整えられていないので、そういう点につきましても隘路がございまして、また生活環境が、今までの石炭から他の産業というところで、非常に変化したといふようなこともございまして、そういう実例から考えますと、労働条件が非常にいいものにつきます。これは別であります。また、将来性のあるようなところに行つておるのは、ずっと持続いたしておる現況でございます。

また特別職業訓練の実施につきましても御配慮をいたしまして、先般の追加予算で、筑豊地区に五百六十人の特別職業訓練の措置をいたすことになつたのであります。さつそく既存の直方、飯塚の両職業訓練所におきまして、十一月から、直方の地区におきまして九十四人特別訓練を実施し、また飯塚地区におきまして九十人の実施を

いたしております。また田川地区においては一月から開所するように、今訓練所の設置をいたしておる現況でございます。

また公共事業、鉱害復旧の就労強化につきましては、県といたしまして、緊急失対法に規定されておる率以上に、公共事業においても離職者の吸収効果を上げるために、知事の通牒を出しまして、失業者の吸収率の引き上げを実施いたしております。また請負契約時におきまして所定失業者の吸収を契約条件にするといふようなことで、実施いたしておるのであります。また、災害復旧事業につきましても繰り上げ施行をやっておりますが、こういう関係では農地関係が非常に多いために、十二月から本格的に入るといふようなこともありまして、少しはおくれておりますが、これらの点も十分その期待の目標を實行いたしますように、県といたしまして努力をいたしておるのでございまして、その実績を申し上げますと、本年四月以降九月末の実績で、公共事業等で延べ二十八万五千人、一日平均にいたしますと二千二百人でございます。しかし、そのうち石炭の離職者は延べ七万四千人、一日平均五百四十人でございます。公共事業の方は一般の失業者を吸収することになつておりまして、石炭の方はやはり非常におくれておるといふ現況でございます。それでどうして私どもは県の責任者としていたしまして、石炭の問題を、ただ今後離職者が出るにまかせるといふのは、県としては処置ができませんので、できるだけ、離職者が出るのは、その受け入れの関係で調整する限度、

その方途がなければならぬといふ点を考えておるのであります。できるだけすみやかにこの離職者の問題とともに——先般政府の九州総合開発審議会でも私どもお願い申し上げたのであります。北九州の総合開発をいたしまして、にいたしまして、現在の石炭産業をどう持つていくかといふこと、それと関連産業、これが基盤になりますので、そういう点について御陳情申し上げ、それについては政府としてはつきり、すみやかに石炭の対策を樹立して示すといふことで、先般九州総合開発審議会の答申がなされたような状況でございます。そういう点におきまして、この離職者の問題にまた引き続きまして石炭の対策についても、私どもは要望いたしておるところであります。しかし当面の問題といたしまして、何よりも石炭離職者の就労の事業、就職あつせん、それに伴います特別訓練等の問題と、それからそれに伴う援護施設の問題、これだけはすみやかに実施していただくように御配慮をお願いいたしたいと願つておるのであります。

それにつきまして私どもの方から、石炭離職者臨時措置法案に對します二、三の点について御要望申し上げます。第一は、何と申しまして、実はもうおそきに失しておるのであります。私ども県といたしまして、県議会において一般失対事業でやるということでございます。先ほどのように五年も十年も滞留する、またその事業というものが、ただ努力費だけの事業で、その事業種別もはなはだ少ないので、どうしても特別の緊急就労事業としてやらなければならぬといふことでその

準備をいたしまして、国会において御
措置いただきまますならば、もう即日工
事着手というところまでいっておるの
であります。ただ石炭離職者の緊急就
労対策事業につきましては、私どもは
これはやらなければならぬ事業であり
ますので、赤字施行にならぬようにし
ていただきたいということを要望申し
上げ、全額国庫においてやっていた
だきたい、こう申し上げて参つたので
あります。予算措置等においてはす
でに五分の四の国庫補助がきまつてお
るようであります。その点は私どもと
してはさらに県として赤字措置でない
実施、――まあ私どもとしては、決し
て五分の四でかつこうでございますと
はいえないので、あくまでも一つの国
の負担においてやっていたきたいと
願つておりますが、それにつきましては
は今申し上げましたような事情が各県
市町村にございまして、やむを得な
い場合は特別償をもちつてその部分を補
てんしていただきたいということが第
一点でございます。

それからなお先ほど数字を申し上げ
ましたように、事業量といたしまし
て、予算の方は五千五百人を用途に計
上されておりますが、すでに福岡県だ
けでも要対策者が一万三千名に上つて
おりますので、さらに全国ということ
になりますとまだ相当の数がありまし
て、この事業についても今後とも拡大
の希望を強く持つておる次第でありま
す。また事業費につきまして、先ほど
一般の失対事業ではいけないというこ
とで緊急就労事業をお願いいたしてお
りますので、多少資材費その他の問題
が要る事業にならざるを得ないのであ
りまして、御承知の特別失対事業等は

事業費単価が千二百円になつておりま
すが、予算は、聞くところによりまし
と八百五十円、そうすると非常に事業
的に限定されますので、現実の問題
では、これらをやりますと簡易道路補
装程度の事業が限度で、私どもはた
いま四、五億で実行着手してできる事
業計画を立てておる事業がございま
す。それはやはり道路、河川、都市計
画事業、あるいは農林関係の事業と、
相当やはり事業費が多く要る事業であ
りまして、こういう点も御考慮をお願
いしたいと考えております。

それからまた二十三条の援護会の業
務につきましては、訓練手当、離職者に
対する移住資金等を出すことに案がな
つておるようでございますが、それらの
実施につきましては、この援護会がこ
の法案に伴つて発足すると思ひますの
で、大へんおくれておる実情でありま
す。先ほど申し上げましたように、す
でに飯塚、直方等では訓練をやつて、
これは制度内自体の訓練ということに
なつて、もうすでに発足しております
ので、この援護会の本法律がございま
したならば、もうすでに十一月からや
つております。そういう訓練者の問題につ
きましては措置ができるような御配慮
をお願い申し上げたいと考えておりま
す。またこれも予算の問題で、すでに
予算はもうきまつたというやうなこと
になつておりますが、訓練手当が聞く
ところによりまして、昼間が二百三十
円、夜間が百三十円となつております
が、どうしても職業訓練を効果あらし
め、また先ほどの実績から見ますと、
そういうやうな措置をしたのが長続き
する実況でございまして、どうして
も訓練に専念できる程度の手当が必要

で、少なくとも失対とか生活保護程度
の昼間三百円、夜間は二百円程度の支
給が考慮されなければほんとうの訓練
はできないのではないかと考へて
おります。また先ほど申し上げまし
たように、先般来千三百五十人全国か
ら求職の申し込みがありまして、それ
に対して六百幾らと申し上げましたが、
その内容におきまして、たとえば愛
知県三州五の協同組合から家族ぐるみ
八世帯来てくれ、こういう要望がある
のであります。その求人申し込みに
対しまして、今百世帯の希望が殺到し
ておる。ですから、家族ぐるみならず
八世帯来てくれというのに対して百世
帯の申し込みがあるという実況でござ
いますので、どうしても住宅建設の問
題が援護措置といたしましては非常に
重要な問題だと私ども実際の問題から
考へておるわけでもあります。ところが
今度の予算措置では貸与飯場購入費が
計上されておるだけで、家族用の住宅
建設という問題が出ておりませんが、
私はこれが一番重要な問題だと考へて
おります。今の実際に来ております求
人の申し込み、また今の石炭離職者の
特殊性、これはもう私お願い申し上げ
ませんでも、実はなぜこんなに困窮者
が集団的にたまつたかというに、やは
り石炭離職者の特質でありまして、呼
ばれてきたときはやはり炭住に入つて
いて、今度は石炭の炭山、休山で、経
営はなくなりまして炭住は残つてお
る、そこで生活保護、失対とかいつて
いる間に半年たち、今度はもうじつと
しゃがんで無気力な困窮状態になつて
おるといふやうな姿になつておりまし
て、就職あつせん等の援護には、ぜひ
単身赴任の問題とともに、家族ぐるみ

就職ができることが援護の一番重点だ
と、実際のあつせん等の現況から私は考
へましてお願いいたす次第でございま
す。

また先ほど申し上げましたように、
法律制定の実施はなるべく早くお願い
いたしたい。特にこの年末を控え、石
炭の離職者の問題、その他自由労働者の
問題、生活保護者の問題等、やはり年末
の非常に困難な時期に参つております
ので、一日も早く緊急就労事業をやつ
て、石炭の関係は登録してなくても就
労できる、そうしてそこへ引き出し
して、それから就職あつせんをしてお
世話をする、その手をも一日も早くやる
ことが重要と思ひますので、この法律
ができましたならば、事業の実施はも
う施行即日からでも――私どもは週及
を実施は先般来お願いいたしておつたの
であります。もう施行即日からでも
事業を実施するやうな措置を御考慮願
いしたいと思つております。

その他ございまして、私ども
は今まで関係知事として、また福岡県
知事として政府、国会にお願いしてお
ります点につきまして、今度の離職者
臨時措置法案に盛つていただきました
御審議いただきますことは、非常に感
謝にたえないことであります。ただこ
の問題だけでは石炭の問題は措置でき
ませんので、これは一日も早く、今まで
何もしていないという声が私ども実は
一番痛い点でございまして、石炭対
策の一部として早くこれを実施してい
ただきますやうにお願い申し上げます。
て、意見を述べた次第でございまして、

○永山委員長 次は、全国鉱業市町村
連合会副会長、鈴木栄一君。

○鈴木参考人 私は全国鉱業市町村連
合会の副会長をいたしております福岡
県石城郡好間村長の鈴木栄一でござい
ます。本日は特に社会労働委員会にお
いて、炭離職者臨時措置法案につい
て参考人として意見を陳述する機会を
与えられましたことに對しまして、厚
く御礼を申し上げる次第であります。

御説明するまでもなく、石炭産業は
エネルギー総需要が激増しておるにも
かかわらず、重油、輸入炭等の競争エ
ネルギーの進出によりまして、需給面
でも、また採算面でも、重大なる危機
に直面しておりますが、御参考までに
炭鉱所在市町村の実態について御説明
を申し上げてみたいと思ひのでありま
す。

石炭産業の合理化をはかるために、
昭和三十年九月、石炭鉱業合理化臨時
措置法が施行せられ、炭鉱の買い上げ
が促進されるに伴い、全国で百数十の
炭鉱が買収され、さらに買い上げ申請
の受理されたものが百数十あると聞い
ております。さらに企業不振などによ
る休閉山を加えると三百数十に及ぶ炭
鉱が閉山いたしており、離職者の数は
すでに三万八千人の多きを数え、今後
さらに行なわれるところの炭鉱の合理
化及び炭界不況に伴う企業整備による
離職者の増加を考へますときに、さ
らに六万人をこえる離職者を生ずるの
であります。この数字はもうろん炭鉱
に正式に在籍しておる者の数字でござ
いまして、これに関連する下請業者、
その他の関連事業に携わつておる者の
数は入っていないわけでありまして、そ
うなりますと、私は大へんな数字にな
るだらうと予想しておるのでありま
す。

離職者の多発地域におきましては、この離職者が膨大な失業群となつて、そのまま地元市町村に滞留しており、生活の困窮と環境の悪化によりまして一種の社会不安を醸成しており、その実情は犯罪の件数の増加に見られるがごとくに、治安上の脅威となつておるばかりでなく、まことに憂慮すべきゆゆしき事態となつておるのであります。たとへば私の村におきましては、失業者は千人に対して五十人、生活保護者は千人に対して六四・七人という驚くべき数になつておるのであります。しかるに炭鉱所在市町村の行財政は、税収入の面では炭産税、固定資産税、市町村民税、電気ガス税などのすべてが大幅な減収となつており、反面これらの離職者の急増によつて生活保護費、失業対策事業費その他の民生安定対策に要する諸経費が急速に増高して参つておるのであります。財政は極度に困窮しておる現状でございます。とつてい貧弱なる市町村の財政力をもつてしては、この膨大な失業者の応急の援護すら処置できない実情でございます。

全国炭業市町村連合会といつたしましては、石炭炭業合理化臨時措置法が国会に上程された公聴会におきまして、すでに今日あることを予想いたしました。炭鉱離職者に対する対策処置を講ぜられることを条件とし、要望いたしました。この法案に賛意を表したのであります。しかるに合理化実施後、多数の離職者の発生するにわかならず、援護については適切な処置を講ぜられてこなかったために、われわれは自來その不備な点を指摘をいたし、要望を続けて今日に至つておるのであります。

政府におきましては、このような実情のもとに職業の紹介、失業対策事業の推進にあたりまして、従来から御配慮をいただいて参つておるのであります。現行法では、とつていこの膨大な失業者の吸収をはかることは困難であらうと思われまふので、われわれ炭鉱所在の市町村は、その対策をいたしまして、離職者の緊急就業事業の別々実施、公共事業などへの離職者の吸収計画の拡大、国の直轄事業の拡大実施、就労復旧事業の繰り上げ実施、離職者の援護機関の設置と援護事業の強化及びその他離職者の住宅問題を講ぜらるべく、再三にわたつて国会並びに政府関係方面に要望し、陳情して参つた次第であります。幸いに本国会においてわれわれの念願である炭鉱離職者臨時措置法案が上程されました。さらに本日委員会において、全国炭業市町村連合会を代表いたしました。私が本法案に対する参考要望を述べさせていただく機会を得ましたことは、まことに光栄に存するところであります。厚く御礼を申し述べ、次第であります。本法案の内容につきましましては、全国炭業市町村連合会を代表いたしました。参考までに、二、三の意見を申し述べさせていただきます。本法案に賛意を表する次第であります。

御趣旨はまことにけっこうでございますが、その内容につきまして、私どもが日ごろ要望いたしておりますところのいささか欠ける点を遺憾とします。その点につきまして重ねて要望を申し上げて参考を資したいと存じます。

まず、本会といつたしましては、離職者の対策につきましては、原則といたしましては、事業はすべて全額国庫の負担において実施していただきたいことにも、国の責任を明らかにする方法を講じていただきたいのであります。また市町村が炭入の面で炭産税を初め固定資産税、市町村民税及び電気ガス税などが多大の減収を来しますが、それらの点につきましては、炭入の欠陥を何とかカバーしていただきたい。その他失業対策事業費、生活保護費あるいは職業訓練費、その他の民生の安定の諸経費については、国庫の高率の補助をお願いしたいのであります。

このよう要望は、ただでさえ地方自治体が財政に困窮しており、特に炭鉱所在市町村が市町村税の減収に苦しんでおる現状を御認識いただけるならば、御理解がいただけると思うのであります。それでは本法案の内容につきましまして、二、三お願いしたい点を要望申し上げます。まず第一点は、第三条の職業の紹介についてであります。離職者が現在の居住地域を離れて、再就職のために他の地域に出かけていくという場合には、国は炭鉱離職者が家族とともに移動できるよう、住宅の提供、住宅建設資金の補助及び移動資金の支給などについて必要な措置を講ぜられるように、御配慮をお願いしたいと思います。

第二点は、第四条の緊急就業対策事業費についてであります。この費用は労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従ひ、その全額を国庫において負担していただきたい。もし関係地方団体の負担を徴するならば、せめて台風第十五号に対して措置せられた十分の九の高率の補助をお願いしたいと思ふのであります。しかし十分の一の地方負担額については、さきにも申し上げました通り、炭鉱所在市町村の財政の業績にかんがみて特別の起債を認め、元利償還の全額については特別の措置を講ずることにしていただきたいのであります。また国は、事業の実施について炭鉱離職者の吸収を容易ならしめるために、労働者の輸送の施設及び収容施設に要する費用については、その全額または高率の負担をしていただきたいのであります。

次に第三点は、第五条の職業の訓練についてでございます。国は第一項の措置にかかると公共職業訓練を受けるために職業訓練所に入所中の炭鉱離職者に対しては、訓練期間中必要な生活資金、交通費、その他訓練に必要な費用について援助する措置を講じていただきたいのであります。

次に第四点は、炭鉱離職者の自立に資するために、その必要とするところの事業資金の融通のあつせんに努め、また必要ある場合には債務の補償を行なうようにしていただきたい。また海外移住を容易にするために、必要な措置を講じていただきたいのであります。最後に本案に関連いたしました。本年度の補正予算について次の八点について要望したいと思ふのであります。

いっておりますが、将来発生を予想される離職者の数字を勘案いたしまして、補正予算の数字を大幅に増額していただきたいと要望するものであります。

次に第二点は、この事業の単価は一人八百五十円を予想されておるようでございますが、特別失対の一人千二百円と比較いたしますときは、相当の差があるのであります。千二百円以上には措置されるように、この面からの予算の増額の考慮もしていただきたいと存するのであります。

第三点は、事業に伴う用地の買収費などについて計上されていないようでございます。この点も御考慮をお願いいたしますので、この点も御考慮をお願いいたします。もしこの点が困難な場合は、市町村に起債がそのために許可されるような措置をお願いしたいと思います。

第四点は、緊急就業事業の国庫負担金についてでございます。事業の特殊性にかんがみて、国庫負担金の早期交付方について御配慮いただきたいと思ひます。

第五点は、市町村の財政実情から資金繰りに困難がありますので、その間政府資金による短期融資について、御配慮をいただきたいと存するのであります。第六点は、緊急就業事業に対する起債につきましましては、起債の充当率を百パーセントに高めていただくとともに、起債の限度額を撤廃していただきたいと存するのであります。地方債には少額制限がございます。一件当たり金額につきまして、たとえば百万円以上でなければ認められないという制限がございますので、これに対する制限額の撤廃をお願いしようという

意味でございます。あわせて将来この元利償還に当たっては、交付税において全額措置されるように御配慮をいただきたいと思っております。

第七点は、生活保護費の勤労控除についてでございますが、七百五十円を二千円以上に引き上げていただきたいと思っております。

第八点は、この緊急就労事業が昭和三十五年以降継続的に遂行できるように、御配慮をお願いしたいのであります。

あわせて、炭鉱所在市町村は、炭鉱と表裏一体、不離不即の立場にあるのであります。炭鉱の繁栄は市町村の繁栄に通じ、炭鉱の衰微は市町村の衰微を意味するものでござい

ます。石炭の輸入エネルギーに対する競争力の涵養、需給の調整、需要の増大、新需要の開拓など、石炭産業そのものの体質改善をめざす法律上、予算上一貫した恒久、根本的対策を策定し、遂行し、もって石炭産業を将来に安定化し、同時に炭鉱所在市町村の行、財政の運営上に支障なきよう、さらに民生安定の根本的対策を講ぜられるようにしていただきたいと存するのであります。

以上をもちまして、私の公述を終わらしていただきます。

○永山委員長 以上で意見の開陳は終りました。次に参考人に対する質疑を許します。滝井義高君。

○滝井委員 簡単に、伊藤さんと鶴崎さんに一、二点お尋ねしたいのですが、まず第一に伊藤さんにお尋ねをいたしたい点は、昭和三十年に石炭産業の合理化法ができて、能率の悪い炭鉱というものを今やめさしておる

わけですが、さいぜんの御公述の中にも、能率の悪い炭鉱というものをやはりやめてもらわなきゃいかぬというお言葉があったのです。現在三百三十万トン、さらに百万トン追加しまして四百三十万トンなんです。今政府の方では、石炭産業臨時措置法を改正をして、さらに二百万トンくらいは追加するということや何か意見もあるように承っておりますが、石炭産業の経営者の方の意向としては、現在日本の約五千万トン程度出炭のベースを持って

いるのもろもろの炭鉱の中から、能率の悪い炭鉱と目されるものは一体どの程度あるのか、そういう点のあなたの方の立場からの御調査でもできておれば、お示し願いたいと思っております。

○伊藤参考人 お答えします。ただいまの御質問は非常にむずかしい答えになると思っておりますが、現在買上げた炭鉱は主として中小といいますが、大手を離れた炭鉱の買い上げが多かった。そうして現状に至りましては、経営が困るからというような段階を離れまして、コストを大幅に引き下げ得る炭鉱だけ残さなければいかぬということになっておりますので、従来と様相が相当変わっております。従って今

石炭大手の方で検討しておりますのは、一部の会社ではもうすでにある山を閉鎖するということを発表しておりますところもありまして、これはどうして、いかに掘ってみても大幅の原価切り下げができないという観点に立っておりますのであります。そういうものは、個々の会社においては大体わかっておりますが、私がこの席でそういうものを発表するということはなかなかデリケートな問題がありまし

て、その会社の経営自体に非常に関係が多いのであります。従って私も先ほど申し上げましたのは、高効率の炭鉱というのは大体――皆さん御承知だということとは少し言い過ぎと思っておりますが、石炭に対して相当関心を持っておられる人は大体おわかりじゃないかと思っております。その意味は、たとえば私が関係しております三菱炭業というものがあつたが、この会社の内容を見ても、この炭鉱ならば十分経営を持続していけるということは言えますが、他の会社のことに對しましては私は申しかねるのであります。ただしこの限度でありまして、これも相当むずかしいところだと思つて、やはりそれに先ほど申し上げましたように、値段を安くしなければいかぬということ、普通皆さんが言っているように、石炭は約束した需要を供給できないのじゃないかという点が一つあります。この点も従来は大きな問題でありましたが、この段階になりましたと、やはり第一番は炭価の問題、それから供給の不安定ということが、労使間の問題に大きくかぶさっている問題であります。これは先ほど労働組合側の御意見もありました通り、私もはこの問題はどうしても労使間において解決すべき問題であつて、この問題を解決しないで値段だけ下げるといふことになりまして、これはやはりできません。なぜかといふと、一定の基準をもつて、仕事を平穏に運んでいかなければ炭価の引き下げというものはできない状況にあります。ことに炭価の坑内作業というものは相当計画的にやらなければなりませんし、今後優良炭鉱を開発するには、やはり増産とい

ものを考えなければいかぬのです。それに対しては技術の革新とか、あるいは合理化というものを進めていくには、労使関係というものにつきまして話し合つて、どうしても一つの平和協定というものがなければそれもむずかしいわけでありまして、私もそれは考えておりますけれども、その段階に到達したかという御質問があれば、まだ遺憾ながら全体はそこまでいっていないというところをお答えするほかには、方法はあります。個々の問題につきましては、各社の内容に依る問題でありまして、きょうの参考人としては、私自身はつきりしない点もあつたし、また多少知つておりますけれども、その点までここで答へすることには差し控へたいと思つております。

○滝井委員 出炭のベースをどの程度に保持していくかという問題は、今御参考意見をいただきました石炭産業の離職者臨時措置法と重大な関係があるわけでありまして、これは伊藤さん御存じの通り、現在の石炭産業の合理化臨時措置法は三十六年の八月までであるわけであつて、三十五年、六年のベースというものは大体五千万トンだといふ政府の答弁を昨日いただいたのです。そうしますと、大体その出炭のベースとしては、ここ二年度は五千万トンベースでいけるという形が出てきておるわけですね。こういう点については、伊藤さんの方はどうお考えになっておりますか。

○伊藤参考人 これも現在石炭の基本問題の部会が開かれておまして、この部会におきましてもこの問題が一番重要な問題になっております。私もは五千万トンというものを三十八

年度に予定はしております。しかしこれも先ほど申し上げました通り、いわゆる原価の大幅の引き下げということを目標にしました場合は、はたして五千万トンという需要を確保できるかできないかという問題にかかつているわけですね。しかし現在測定したところによりまして、大手、中小全部入れまして大体五千万トンというものをわれわれは予定しております。

○滝井委員 そうしますと、三十六年までの合理化法との関係で、政府の五千万トンベースというものの見方と、伊藤さんの方の三十八年五千万トンというこの見方は、それ大きな開きがないように見受けられます。そこでお尋ねをしたいと思いますのが、実はこの法案をわれわれが審議するにあつて一番今困つておる点は、この法案で御存じの通り、緊急就労対策事業について政府はやはり計画を立てなければならぬわけですね。それから同時に職業紹介のための計画も立てなければなりません。それから援護会では援護会の事業計画を立てなければならぬわけですね。そうすると、緊急就労対策事業の計画、職業紹介の計画、援護会の事業計画というものは、一体日本の石炭の出炭ベースというものがどの程度になつて、そして現在の約三千万程度おられる炭鉱労働者の中からの程度の失業率というものが出てくるのか、この関連がなければこの計画は立たないわけですね。そこでこれは五千万トン――今度の法律が出て、それに見合う予算措置は、緊急就労対策事業は五千万人程度、移動資金は四千万人、これはさいぜん全炭鉱の方が言われた通りですが、そうすると、今昭和三十五年度

年度に予定はしております。しかしこれも先ほど申し上げました通り、いわゆる原価の大幅の引き下げということを目標にしました場合は、はたして五千万トンという需要を確保できるかできないかという問題にかかつているわけですね。しかし現在測定したところによりまして、大手、中小全部入れまして大体五千万トンというものをわれわれは予定しております。

の予算編成期にあたって、来年度の緊急就労対策事業というものは一体幾ら見積もっておるか、来年度における職業紹介というものはどの程度のもので見積もったらいいか、こういう問題が出てくる。そうしますと、実は今労使間で話し合い中であるが、労使間の話し合いがある程度見通しがつけば根本的な対策を出しますと政府はおっしゃる。ところが一方三井と炭労との間をあっせんした中山中労委会長は何と言ったかという、労使間のあっせんを自分がやるにあたっては、政府の石炭政策というものがどういふ形で出るかということが前提だ、これを労使双方は頭に置いて一つ労使の話し合いに入ってくれ、こういうことになっておる。中山さんでさえも、政府の石炭政策がどういふふうに出るかということが前提だと言っておる。そこで政府に尋ねると、いや労使の話し合いがどうつくかによってわれわれの計画はきまるんだということになって、われわれは一体どこに計画のほんとうの出し手がおるのかということに今迷っておるわけだ。こういう点がありますので、一つお尋ねしたいのは、さいせん伊藤さんの御説明にもありましたように、三十八年までは、大手から大体六万人の失業者が出ていく、それから中小から三万七千人出て、約十万人、職員を入れたらちよつと十万を越えるという離職者が出てくるわけなんです。そうすると、これは一体三十八年までなんです、年次的に見たらどういふ形が出るかということなんです。おおよそこれは個々の炭鉱で事情は違ふと思いますが、大ざっぱにいって全国の手、中小の炭鉱で五千万トンない

し三十八年までに五千万五百万トンのペースをずっと上昇させていくためには、年次の計画でいって、一体どういふ形で約十万人の失業者が出ていくという見積もりをされているのか。

○伊藤参考人　その御質問は当然出るだろうと私は予想しておりました。予想してありましたけれども、明確な答弁ができないということも予想しておりました。なぜかと言いますと、五千五百万トンの石炭を出すのにどれだけの人が要るかという前提は、七千二百萬トンと予定されたこともありましたが、これは政府はまだ取り消してないようでありまして、私どもは取り消してあります。それでその数字をさぐっていきますと、能率が現在十四トン程度、これを二十六トンぐらいいまに上げなければ予定の単価引き下げはできないというところから割り出しました数字がちょうど大手にとつては六万、その経過が——これから三年あるいは四年の間に経過はどうだという御質問のようでありまして、これはただいま地方、市町村あるいは県の御答弁もありましたが、地方に影響するところが相当大きい問題であります。それで早ければ早いほどいいということも、われわれとしては考えられますが、しかしながらやはり離職者というものを考えたり、いろいろなことを考へますと、急激な変化は、国家的に見まして非常に不安な空気を多くかますだろうということも考えております。平均しましたら、はつきりした数字は私持っておりません。これは出せません。それで三十四年度のもものは大體現在見通しはついております。三十五年、六年度、七年度で大體終結す

ると思いますが、三十八年度中にこれを完了するという目標を立てております。従つてその間の経過は大體平均的にいくほかないだろうと思ふのです。これは急に離職者を一ぺんで出すとなるとなかなか大へん問題でもありません、それから実際の取り扱い問題としましては、炭鉱をやめればスクラップにするということもありますが、スクラップ化するということも相当時間のかかる問題でありますので、私どもは算術計算でちよつと決定いたしましたけれども、急激なものをそこにする持出ししてやるということはずかしいのであります。それで三十八年度というものを予定したわけでありまして、ですから、その辺のところはあなたのお考えで大体割り出していただくほかない。しかし中山さんがあつたことを言つて、政府の石炭政策、こちらから言へば労使の問題で、どちらか逃げていくのだらうというお話でありましたが、私は逃げていくのではありません。やはり自分たちの問題は自分たちの問題としてどこまでも責任を持って解決していくということを申し上げたので、あいまいなことをもって逃げようというふうなことを答弁したわけではないのであります。

○滝井委員　もう少し入つてみたいのですが、政府の答弁によりまして、現在一年間に首を切られる炭鉱労働者の数は大体七万四、五千、この七万四、五千の中で病氣とか結婚等で自発的に退職するというのは五千四、五百、それと大體七万程度首を切られる人が出てくるわけなんです。それから現在すでに合理化その他によって対策を必要とする人たちは押えて大體五万程度、

少く見積もつても五万程度なんです。その中に二万一千程度は緊急に必要とすると言つておるのですが、まず五万程度。そこで大体十二万程度のものが普通に見ますと出てくるわけなんです。そこで今度は石炭産業が異常な状態にあるというので、さいせんから伊藤さん御説明になったように十万人が出てくるわけですから、今まで普通の退職の七万のほかに、十万の中からどの程度プラス・アルファとして七万に加わってくるかということが、今後われわれが石炭の離職者の対策を立てる場合に、一番わかつておらなければならぬ点なんです。そこで今伊藤さんが言われるように、自分の方も漸進的にやるのだ、数ははつきりわからない、こういうことになりまして、これはいよいよ予算を組んでやつた場合に、あとになつて手違ひが生ずることになるのです。何万人かの人が計画に漏れておつて、あとからぐつと出てきた、こういうふうな問題が出るので、私は特にそこらあたりを実はお聞かせを願ひたかつたわけです。三年か四年で十万人の中に入る人が相当おるでしょうから、そうすると一万人をそこらになるか、こういうことはあなたの方で計算したらわかるだろうという御意見もありましたが、そういう形になるのです。が、ここらあたりがやはり政策を立て、予算を組む上に、あるいはわれわれが政府に政策を迫る上において、確実な数字というものがなくてはならない。工合が悪いという点があるわけなんです。

もう一つは、もちろん経済というものは生きもので、動きます。日本経済というものは今異常な、神武以来の好景気以上の上昇を示して、きよはまた公定歩合も引き上げるといふような事態にもなつておるようでありまして、だからこれは予測はなかなかしにくいでしょうけれども、今度は首を切られる労働者の側に立つて考えてみますと、大手、中小で十萬首を切るということ、これは、一体いつ首を切られるのだろう、こういう不安があるわけです。そうすると、そういう不安の保持で石炭産業の増産をせよといつても私は無理だと思ふのです。やはりその仕事場において誠心誠意労働に従事するからには、自分の職が安定をしておるといふ安定感というものが、人生にとつては非常に大事だと思ふのです。そうしてまたいつ首を切られるのかというのは人生計画も立たないし、子供の教育の計画も立たないということになれれば、家庭生活というものは全く破壊される、こういう形になるわけです。そこで私はやはりこういう席を通じて経営者の代表である伊藤さんの方から、自分の方としては漸進的にやるんだという御答弁をいただいたので、これは非常にありがたいと思ひますけれども、こういう数を出されるからには、その年次計画というものが、その腹づもりというものがあわせて出されないと、今度は石炭を買つて側からいいますと、また二十八年度や九年度と同じように石炭業者はうそを言うのじゃないか、あなたの言ういわゆる石炭の価格というものは労使関係だけの不安定だといふことになつて、経営者自身が確固不拔の石炭対策に対する見通しを持たぬ

から、それを黙っておれば、人を雇い入れなければ年々減っていくんだという数字はとっていないのです。そのところが私の理解に苦しむところであります。

○滝井委員 今私の調べたところでは、三十四年九月現在で炭鉱労働者の数は二十七万七千八百四十七人です。そうしますと、二十七万七千八百四十七人から三十八年までに十万人減らす、すなわち十七万人になったならばよろしい、こういう意味なんですか。

○伊藤参考人 そうです。

○滝井委員 わかりました。今までは、さいぜん私が御説明いたしましたように、大体七万はやめるが五万くらいは雇用が新しく入ってきておったわけですね。そうすると今後は石炭企業は新しい雇用というものはあり得ない、こういう理解に立つわけですか。

○伊藤参考人 そうです。

○滝井委員 それでよりやくわかりました。

次は整備事業団の問題ですが、今度の援護会に整備事業団から金を三億円出しておるわけですね。これは菊池さん、どうもこういう金は出さずに政府の方でという意味の御公述があったように承ったのですが、実は来年度の見通しがつかないのです。今年三億円のお金を整備事業団の、皆さんの納付金の中から援護会に交付金として出しておきます。そうすると、今の整備事業団の事業の進捗の状態等を見てみますと、買い上げられた炭鉱の鉱害の復旧がうまくいかなかったために、納付金とそれから開発銀行の利ざやだけでは整備事業団が弾力的な事業の遂行ができないで非常に困っておるというのが現状だと思ふのです。そうしますと、来年度にまたその援護会に事業団から金を出すとすることは非常に問題だと私は思ふのです。こういう点について、大手の方の伊藤さんはどういうお考えでございますか。

○伊藤参考人 私どもの考えとしては、それは、そう大した変化はないと思つておられます。来年度急激に石炭需要がぐっと減つてしまふというふうな現象は起らぬと思ひます。大体なだらかな方向で——石炭は高いから買われぬ方がいいという人はあるかもしれませんが、ぐっと減るといふことはいい。すると、納付金の方も大体今の線を確保していく。それはやはり少ない方がいいかもしれないけれども、私どもとしては二十円というものはやはり負担するといふことにしております。が、天然現象とかいろいろありましたときに、こういうところで言つてもしょうがない問題で、私ども同業の炭鉱の整理だといふことで二十円というものを負担して、そうしていつてもそんなに金に狂ひはない。たとえば今度三億円出す、その次なお継続して出さなければならぬ事態も生ずるんじゃないかと思ひます。その金は今あなたの

おっしゃる通り、開銀の利子の移譲といふことによるわけですね、トン二十円といふことはつきりしてゐるわけですね、大体買い上げの金額は予定できるんじゃないか。しかしこんな金額では鉱害問題は処理できないというお話ですが、その点はまだ考えておりません。事業団の方からその点は十分聞いておりませんからつきりした答弁はできませんが、なおその点において疑問が

問がありましたならば、私調べましてあなたに申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 私が申し上げておるのは、石炭鉱業の事業主が納付金をトン当たり二十円ずつ納めるといふこと、これは今おやりになつてゐるので、それに反対するわけではありませんが、そうではなく、その納めた納付金から今度は援護会に三億円こし出してあります。これは四半期分です。三カ月分です。すると今度来年度の予算を組むときには、一年分を出すといふと、相当の金を出さなければならぬことになると思ひます。これは伊藤さん御存じだと思いますが、現在石炭鉱業の事業主のトン当たり二十円の納付金の未納がだんだんたまって来つた。未納者がふえてきております。おそろしく三億円をこえてるんじゃないかと思ふ。そこで整備事業団では業務方針を変えまして、買い上げを受ける人は納付金を納めなければ買い上げの対象にしない、こういうふうな聞きかじりました。そういう状態で、未納もありましたが、問題は、整備事業団が来年度も莫大な金を援護会に持つていくことがよろしいかどうかといふことをお聞かせ願ひたいといふのです。

○伊藤参考人 その問題は業界として検討したことはありませんけれども、この法案をよく運用していただくには、炭鉱業者としてはそういう継続的な考えを持たなければ——この法案は三十八年までの期限立法でありますけれども、大体私の考へてゐる時期まで継続されるように聞いております。従つてそれに調子を合わせるためには、途中で炭鉱業者が腰を折つたといふことになりましては重大な問題になります

ので、これは私の個人的意見がだいぶ入つておりますが、私どもはやはりその線は継続するといふことではなければいけないと思つております。しかしこれはまだ正式に協議した問題ではありませんが、あらためてまた申し上げた方がいいと思ひます。

○滝井委員 伊藤さん個人の意見としては、整備事業団のことし出した三億円は、納付金も来年度からずつと出していくんだから、来年も整備事業団の金を援護会の経費の一部に負担をしていくことがいよいよという御意見、よくわかりました。

時間がありませんので、次は鶴崎さんにお尋ねしたいのですが、実はさいぜんから鶴崎さんの公述の中にもありましたように、炭鉱労働者が広域職業紹介あるいは職業訓練を受けて、新しい天地に向かつて就職をしていく場合に、住宅の問題が非常に大きな隘路になつておるといふ話があったのです。そういう点から考へてみますと、これはやはり筑豊地帯あるいは佐賀あるいは長崎の関連産業を含めまして、相当膨大な人口が石炭産業と関連をして住んでおるわけですね。そうすると、人間といふものは自分の故郷あるいは第二の故郷といふような住みなれたところを捨て去つて、他に移動をしていくといふことは、よほどの決意がなければなかなかやらないものだと思ひます。そういう意味から、あの筑豊地帯といふものが石炭がなくなつた、あるいはカリリーの高い石炭がなくなつて、低品位炭はある、こういう状態の中で、あそこを筑豊七、八十万の人間といふものを全部民族移動をさせるというところは、なかなか困難な問

題だと思ふのです。従つて北九州の特定地域の総合開発あるいは今できております九州の総合開発、こういうものの一環として、幸い筑豊地帯には低品位炭も残つておりますし、それから石灰石が豊富にあるわけですね。従つて問題は、石灰石と低品位炭とを結びつけた何か新しい工業を興す。ところがそのためには、さいぜん朝日新聞の江幡さんの公述の中にもありましたが、水がない、水が悪いという問題があったわけですね。そうすると、先般来われわれも主張しましたが、通産当局からも言われておる遠賀川の改修といひますか、遠賀川の汚水を処理して、汚水の中に入つておる微粉炭を回収して低品位炭として使う。残つた水は九州の総合開発の工業用水に持つていくという構想が、政府の方にもあるように思ひます。それからもう一つは、この筑豊地帯にはなお深部開発が、鉱区の問題がある程度片づけば可能だといふ面があるわけですね。そういう点を結びつけて参りますと、民族移動をやらせるといふことも一つの考へ方ですが、そうでなく、炭鉱労働者が第二の故郷あるいはみずから生まれたときからの故郷としておるあの地区を、何らかの形で、われわれが頭を使うことによって、立地条件の再編成をやつて総合開発をやつたならば何かあそこへ定着ができる姿ができるんじゃないかと、おぼろげな感じがしてゐるのです。が、そういう点について何か福岡県では御検討になったことがあるかどうかという点、実は昨日池田通産大臣にお聞きしましたところが、この遠賀川の汚水処理の問題、深部開発の問題等をひつくるめて、約五百万円の調査費を

政府は来年度に計上する予定だというお話もあったのですが、それに見合つて何か福岡県でそういうことをお考えになつておるかどうか、あるいはそういうことを積極的に推進するお考えがあるかどうか。

○鶴崎参考人 石炭の離職者を福岡県内の産業に就業させるという方向につきましては、私も第一番に重点を置いて考えておる次第でございます。食糧の需給から申しますと、今の筑豊に相当の金をかけて食糧復旧事業をやるよりは、あるいはその他の地区に開拓地でもやって米を作るといふ場合には、食糧の需給としては変わりませんけれども、しかし、やはり今後筑豊地帯に県民の住み得る地帯を作つていきたい、こういう観点から、実は農地の飲害復旧等にも力を入れて、相当工事費がかさみましても復旧事業をやつていくという方向でやつておるわけでありませう。

それから県内におきましてある程度離職者の吸収をはかることは当然であります。遠賀川の筑豊の地帯におきましても、ただいま来年度から着工したいと考えております八木山のダムの問題であるとか、あるいは中願寺ダムの問題であるとか、あるいは、少し離れたところでも、やはり福岡地区の那珂川のダム建設、また私どもが具体化したと考えておる高速度道路とか、そういうものを計画いたしまして、そういうところにも離職者を入れるというところについても考えておるわけでありませう。一万余名のうち、現実的に計画的に一般就職あつせんによりまず就職の者が三千なら三千、あるいは

は緊急就労でとりあへず所在市町村で就労できる事業の吸収は、五、六千、その他のものは、できるだけ、対策として今後具体的に計画を作つていくものとも見合せてやりたいと思つておりますが、県内におきましても、就労の機会を作るように計画をいたしております。

石炭の問題で、具体的に低品位炭の火力発電所を一つ設けたいという話は、地元の業界でも、また私も中に入りまして考えておるのであります。その点は多少鉱区調整というより、な問題で行き悩んでおりました。今後また解決すべき点が残つております。またさらに先般の九州総合開発審議会においても、県の立てておる計画をすぐ実現するようにしていただきたいというところで、筑後川の総合開発が特に九州の北部の開発では一番の重点を置く仕事でありますので、それを取り上げていただくようにいたしました。なかなか大きな問題という点で、すぐその就労の方に結びつける点にまではまだいってないのをごさいます。それから遠賀川の汚水処理の問題も、私もいろいろいたしましては、運営等についての問題はまだ検討をいたしておる段階であります。公共事業としてそういう工事に着手して、それによつて就労してもらつていくことについては、私も、もし県がそれを担当するならば実行していきたいという点までは考えておるわけでありませう。

それから今のお尋ねの点で、私も県当局として石炭産業の問題について一番懸念しておるのは、私も県内にいて今の石炭の離職者の配置あるいは生産の配分というものを計画的に考

えていかなければならぬという現実の問題であります。たとえば日鉄鉱業が今二瀬の方で整理をやつております。それから同じ日鉄が柳河地先の海底炭の採掘をやつておる。その事業をやるのに柳河地先の干拓を押えてくれ、こういう問題が当面の問題として起つてきておる。ところが、日鉄二瀬の関係は筑豊だけで問題を個々に処理するというところで、柳河沖の海底炭の問題とは別個の問題になつております。同じ会社ですから、離職者の問題を出さずに、海底炭の方に就労させるということになれば、県としても、それなら干拓の方は少し待つてもらおうという意思表示ができますが、それがばらばらなものだからわれわれとしては何も打つべき手がないわけでありませう。今後、石炭産業の問題としては、

鉱区調整なり、その他県でございせんいたしますにしても、何か国でよんどころがあるようなことがない、具体的な事業の配合がしにくいという点もあるわけでありませう。私も、今のうちに、主体はできるだけ県内に離職者の就労、就職をはかつていきたい、その上に立つて、しかし現実においてそれでは十分でございせんので、県外の就職あつせんもお願いし、また現実の問題として起こりました問題についても力を入れていきたいと考えております。

○滝井委員 今伊藤さんもお聞きの通り、ある程度筑豊地区の総合的な開発をやろうとしますと、やはりそれに結びついてくるものは燃料なんです。燃料をそこで高い見地から解決をしようとする、鉱区の調整の問題が出てくるわけです。これについては、経営

者の方の団体としてはどうお考えになつておりますか。

○伊藤参考人 この問題は、この前鉱業法の改正あるいは合理化法の問題のときに、鉱区の統合調整をやるということは法文にもうたわれたと思つてます。その原則には反対はしておりません。ですから、あとは具体案をどう盛るかということです。先ほど、鉱区は大手何社かで独占しているのではありませんかという話がありましたけれども、これは過去からずっと継続している問題で、今急に独占を始めたというふうな問題ではありませうから、そういう事業の歴史を考へないと、そういうことは言つてもしょうがない。ただこの緊急な事態に処して、鉱区の調整というものは必要なのだということが国会においても出ましたならば、われわれはそういう点については反対しておりませう。あの法案の改正にうたわれた点は、何も別段これは困るのだということを言つたことはないのだから、それがほんとうの石炭合理化あるいは日本のエネルギーの合理化に役立つのであれば、その点はさうむずかしくなく解決できるものではないかと思つて。

○滝井委員 よくわかりました。最後に、これは鶴崎さんにお聞きしたいのですが、今回緊急就労対策事業に政府が五分の四の金を持つことになつておるわけですが、その五分の四の金は、総額一人当たり八百五十円、大体賃金を三百五十円くらい、それから資材費を三百円以上、その他、これは用地費も含むと政府は言つておるのです。それが二百円、大まかなめどはそういうことになつておるわけです。賃

金が三百五十円で資材が三百円ちよつと上回つた程度で、用地費その他で二百円、これで八百五十円になるわけですが、この場合に、五分の四を国が持つて、五分の一、二割を県が持つことになりませうが、これをこのままの形で実施した場合に、一体自治体の実質的な負担はどの程度になるかという点なんです。これは鈴木さんでも鶴崎さんでもどちらでもけっこうなんです。両方ともいだければ両方とも……。たとえば鈴木さんの御意見にもありましたように、労働者の輸送の費用等も全部事業主体持ちになると思ふのですが、さうしますと、今までの経験からいって、大体実質的に自治体の持ち出しはどの程度になるか、ちよつと知りたいのです。

○鶴崎参考人 今の緊急就労事業で、実は県におきまして筑豊の地帯、特に離職者の多い地域に道路とか河川とか都市計画事業あるいは農林関係の事業等、就労の率の高い仕事を一つ一つ地元にも市町村にも計画をさせまして、県もそれを指導して、一応十数億の事業量の計画を作つたわけですが、これの内容をいたしましては、県が予算を作るときは前提になる程度の計画書を作つたのであります。そのときには大体千二百円程度の事業単価でその事業を考えておりました。ところが先ほど申し上げましたように、今度の八百五十円程度ということになりました。と、今の特別失対事業費がちょうど千二百円でございますから、そういうふうな点から見ると、道路で言うとか簡易舗装程度の事業しかビク・アップできない。それで一応十四億程度の事業を吸い上げたのであります。そこで

就労の率が高く、八百五十円くらいでというよりな事業になりますと、三分の一かせいぜい半分くらいが現実に把握されておる事態で、今後八百五十円でやっていくということになりますと、事業量が減つてしまつて、一般の失対事業並みになることを私どもはおそれおるわけでございます。

第二の、五分の四の国庫補助で、あと五分の一を県費負担ということであるといふならば、その五分の一は、私どもとしては今の財政上、市町村と同様でありますけれども、実は純県費というものがございませんで、起債によらざるを得ない。そうしますと、その起債を考へていく、それと県費の負担ということとを考へますと、今審議されております予算の事業量は緊急対策の事業量でいきますと、大体五億程度と聞いておりますけれども、五億程度でありますと、大体一億程度が——そのうち福岡県が主体でありますけれども、大体八割福岡にくるとしますと、一億足らずが緊急事業で起債をかぶる。それから例の職業訓練所その他の建設の問題がありまして、これは今度の法律には出ておりませんが、従来のあれでいきますと、施設費につきましては二分の一でございますから、この周田川等に新設しましたときも、純県費を三千万ほど実は継ぎ足してやつておることになっております。さらに職業あつせんその他の施設等をやりますと、そういう点から見まして、今審議されております予算の現況からいきますと、福岡県の問題といたしますとおそらく一億五千万から二億近くのいろいろな経費負担が出てくると思ひます。それで私どもはそういう

形でないように——もしそういうことがあるならば、福岡県は、起債の問題につきましては、実はほかの県と違ひまして、日本の国の経済と半永久的にずつとききます事業体が非常に多いのでありますから、税収は少なくても、その信用能力といひますか、そういうものから、福岡県としては起債能力があるのではなからうか。でありますので、そういう点をぜひお認め願ひまして、石炭産業の問題を赤字でやらぬという形で——石炭産業の問題に十分手を尽くして赤字県政といわれますと、今までも相当石炭産業に対するいろいろな一般の対策をやつております上での問題でありますので、そういう点について御考慮願ひたいと考へております。

○永山委員長 これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。

本日は長時間にわたり種々貴重な御意見を述べいただき、本案審査の上にも多大の参考となりましたことを厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

社会労働委員會議録第七号中正誤

ページ 行 誤 正

三三 二 今お月さ 今大月さん、

昭和三十四年十二月十日印刷

昭和三十四年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局